

明治期青年の自己形成：「かたりあう”自我心理学”」へのメモ

NAKAGAWA, Sakuichi / 中川, 作一

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

91

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

66

(発行年 / Year)

1994-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004588>

明治期青年の自己形成

——かたりあう。自我心理学。へのメモ——

中川 作 一

一 青年期 不在

「赤とんぼ」という、誰でも知っているあの童謡の三番を思い出してください。

十五で姐やは嫁にゆき

お里のたよりも たえはてた

これは三木露風作詩、山田耕作作曲。「叱られて」と並ぶ自由な形式の童謡の典型ですが、調べてみると、大正一〇（一九二一）年の作です。一五才といえ、いまの中学二、三年。それでもう、嫁にいく、一人の少女の人生航路を思うと、私たちも作詞者と同じ哀感に誘われますが、でももしか、君たちの身辺にお達者な九〇才前後のおばあさんがいたらきいてごらん下さい。この時の「姐や」の結婚がそんなに例外的ではなかったことが分かるでしょう。じつさい、ある階層の少女たちが、もう「子ども」ではなくなると、すぐに「おとな」の仲間に入りこまれていった歴史は、あまり遠い昔のことではなかったのです。

この見方にしたがって定義すると、青年期とは、「もう」子どもではない若ものが「まだ」おとなとしての社会的責任をはたさずに生活していられる人生の猶予期間です。そこで、時代を明治一〇年代（一八七七—八六）までさかのぼって見ましょう。そのころ若い人にとって、青年期不在はもつと普遍的でした。それは、学校が制度化されても負担が大きくて、一般の親には子どもたちを——男・女に限らず——通学させることがいかにも無理だったからです。

その実情を当時の人はこう語っています。明治二三（一八八〇）年七月の「山陽新報」の論説——女子教育の利害——の中の一節です。

「読者よ、静かに考えてみよう。今日の家々の生計の有様を見ていただきたい。豪農・富商は論外として、中等社会にあつては、その子弟を教育に従事させているものは、じつに僅かで指を折つて数えるほどしかない。しかし、これはその父兄が教育を望んでいないからではない。教育を与えたくても、それに必要な閑日月（余暇・引用者）をもたせてやれないのだから、いかんともしがたいではないか」（意識）

逆にいえば、労働や家事・結婚の心配をしないで、自由に自分の人生に、青年期を切り拓くことができたのは、貧乏だとしても閑日月に富む士族と、余暇にも財産にも事欠かない豪農・富商の子弟に限られていました。はじめは、この階層から出た若ものが、日本の青年を代表します。

そういう青年期をもち得たエリートの人、徳富蘆花の「思出の記」の中に、彼が通つた小学校の話が出ているので、「時代」の空気を想像する意味で少し読んでみましょう。

「小学校には相変はず通つて居た。僕の家から六七町田の中にちよこりんと一個立つた茅葺のが其れで田舎の事だから先寺小屋に些毛のはえた位のもの。文庫硯に、其でも流石石盤丈はあつて、夏の盛は朝手習と云つて暗い内に蠟燭をつけて手習をする、冬は各自に火鉢を持って行く、といふ有様」。

冬が来ると、子どもたちははめいめに教室へ自分の火鉢を運びこむ。——では、炭は学校から支給されたのだろうか、と余計なことまで考えてしまいます。彼の故郷は、なにしろ「文明開花」もおいそれとは来てくれない片田舎です。外からの情報といつたら「東京の新聞と申すものが天にも地にも唯つた一枚来るばかり、其を町での識者と云はる、三四十人が戸毎に読み廻す」その手筈はみごとですが、要はもの識りが、廻つて来た新聞の「旧聞」に接して、もう少しもの識りになるだけです。から、地域生活は風習もテンポも依然もとのままでした。しかし、と彼は続けます。

「併し明治も未だ十歳にならぬ其頃の改革又改革経験又経験片時も固定した精神のなかつたことは、いまま思ふても分かる。最初は学校も上下各々十級に分かれて居たのが、後には六級になり、最後には上中下級に分かれ、同じ試験を何度もして、同じ様な卒業証書を何枚も貰つたことを覚えて居る。単語篇地理初歩から読み初めて、読本

も年に二三度は来るので或貧乏人は到底本が買へぬと云ふて退学したことがある」

このころは、まだ近代教育の理念が固まらず、政府は、予算のかからない制度いじりばかりしていたようです。そして、改革だ経験だといつてはむやみに制度をかえ、運用面で経費が必要になると、それを保護者に負担させておいて、その無策にも平然としていたらしいのです。こういう教育行政の貧困が、当時、「中等社会ニ在リテハ其子弟ヲシテ教育ニ従事セシムル者実ニ僅々屈指スルニ過ギザルノミ」（山陽新報）であつた事実、ひいては、普遍的な「青年期不在」の原因でした。

明治九（一八七六）年に、農民は広範圍にわたつて、「地租改正反対」の一揆に立ち上がりますが、そのスローガンの中に彼らが徴兵制反対とともに義務教育制の反対を加えた理由も、これで同時に分かるでしょう。もちろん余裕があれば、どの親も子どもに分相応な教育を受けさせたはずです。

いろいろと不利な条件を克服して、小学校を卒業するということは、ですから、子どもにとつても、保護者にとつても、一大事業です。じつさいそれは新聞種になるほどでした。明治一四（一八八一）年の「山陽新報」雑報の中に、つぎのような記事があります。岡山県北部は、「美作みまさか」とよばれますが、その西北条郡・山北村・修明小学校で進級試験があつた、というのです。

「同村大谷為吉・三男・藤次郎（十三年六月）、同く寺田弥平・長男・進二郎（十三年七月）、小田中村・橋本権七・五女・ナカ（十三年）、同く三木和寛・四女・タツ（十三年三月）、小原村・清水国五郎・妹・ユキ（十三年三月）の五人はいづれも小学校全科を卒業せしゆへ、大谷藤次郎・寺田進一郎の兩人は中学か然るべき私塾かへ、橋本ナカ外兩人は裁縫学校へ入学せんとする積もりなるよし感心々々」

これによると、修明小学校の校区は、山北村、小田中村、小原村の三村に及んでいます。いやもつと広がったかもしれません。いま分かるのは、三つの村に小学校が一つ。しかもそこからこの年に出た五人の卒業生を記者がしきりにほめている事実です。

岡山県は、蘆花の故郷・九州とちがつて、地元で堂々たる地方紙があり、自由民権運動の盛んなところでした。すでに明治一二（一八七九）年に、この美作と備前、備中の県会議員たちは、「人民ニ率先シテ」相互いに結合しよう

と「西備作三国親睦会」を結成しています。しかも、この三国親睦会は、親交に名をかりて酒を飲み芸者をよんで「歡樂極ムル」のではなく、一回目から国会開設に関する建議の方法について、「公正無私ノ心ヲ以テ」討論し、回を重ね、請願にいく代表をきちんと選出するだけの組織的力量をもっていたのです。その先進性に比べると、民権運動が全国的な高揚期を迎える明治一四年になってなお、県下美作の、ある小学校がたつた五人の卒業生しか送り出していない、という淋しさは、とても不釣り合いなのですが、しかし、これがこの時代の現実の姿だったのです。

もう一つ、この記事から、すでに女性の読者はお気づきでしょうが、女の子の進路に対する厳格な差別を読みとることができます。だいいち、男の子はもういちど「続柄」をつけずにフルネームで紹介されるのに、女の子は、「橋本ナカ外兩人」ですね。これでは「外兩人」にあたる三木タツと清水ユキは、個として承認されていないようなものです。大谷藤次郎と寺田進一郎は、「おとな」になるまでの猶予期間に巾があつて、「中学か然るべき私塾かへ」入学させてもらえるのですが、女の子は三人揃つて裁縫学校にきまつています。女だから一人前に針がもてるようにしてやりたいという親ごころはわかりますが、裏をかえせば、その親たちも娘にはそれ以上の教育を受けさせる気持ちは最初からないので、むしろ「冷たい」といったほうが私たちには通じるのかも知れません。

けれども、当時の通念では、女子教育の主眼は何といつても裁縫でした。したがって、この記事の保護者が娘たちを裁縫学校に入れたのは、冷たかつたからではなく、反対に娘の身になつてその将来を考えたからです。いいかえれば、このころ、親たちは、恐らく女親も、女の子が一二、三才の頃から裁縫を習いはじめ、体の成熟後間もなく結婚して、そのまま、「舅姑に事へ、良人に侍し」、炊事・洗濯から出産・育児にいたる家事万端を引き受け、明け暮れ世間の仕来りに気をつかう生活にはいるために、「おとな」になつても、およそ自分自身の内部を見直す時間をもたない人になつてしまうことに、少しも疑問を感じていなかったのです。

今日の目で見ると、それは、若い女性に対する、とても人為的な発達阻害だったのですが、しかし、その冷たさに殆どの方が気づいていなかったのは、福澤諭吉のことをかりれば、「古代に在ては男女共に自由なりしものが」とくに徳川の治世になつてから、「儒流（儒教主義・引用者）漸く世に頭角を現はし、専ら名教なるものを喋々して、上下貴賤の分を明にすると共に、女性の分限をも束縛し、その「虚飾」が長い間に、「虚を重ねて実の働を為し、

ついに、固有の財産も責任もたせてもらえない、女子の「不自由」を「迂濶」にも、誰も不自由とは思わなくなっていたからです。いいかえれば、社会の信念体系 (belief system) が、まだ徳川時代の支配階級の倫理におさえこまれたままになっていたからです。

かりに、小学校を卒業してさらに勉強しよう、という「感心」な娘が裁縫学校以外の学校へ進むとしたら、やはり「中学校か然るべき私塾」しかなかったのですが、中学校、あるいはそれ以上の学校を出ても、女の子では社会的な地位が保障されるわけではなく、「学校を去て家に帰る」身になって「らんない」。ふたたび旧習のとりこです。「内に居て私産なく、外に出で、地位なし。住居の家は男子の家にして養育する子は良人の子なり。財なく権なく又子さへなくして、恰も男子の家に寄生するものが其所得の知識些学を何用に供すべきや。」という有様になることは、はじめから分かっています。むかしは今日のように、女性の職場もなく、地域社会も彼女たちには、閉ざされていました。これでは女の子を中学校へやる気になる親のほうがむしろ例外的だったでしょう。

資料が少しさかのぼるのですが、明治一二(一八七九)年の段階で、全国に中学校は七八四校ありました。割合では私立が多く、私立六七七に対して、公立は一〇七です。けれども、その約七〇%は教員一人の学校だったそうですから、中学校とはいっても、まず、私塾と思えばいいでしょう。そして、この資料には、「生徒数は男子三万七二八一、女子二七四八、計四万二九人に達する」とあるので、女子は全体の六・八七%つまり七%を欠いていたことが分かります。九三%までが男子生徒だったのです。

しかも、これらの中学校は、そのころの知識階級であった士族が、その後継ぎを再教育する、事実上の、士族学校でした。前掲の「思出の記」によると、「廢藩以来は、昔威張った士族の、右に倒れ左に躓いて見る蔭もなく零落する者頻々と相ついで、五千石の大財産を破って人の門口に扇をさし出す者もあった」ほど、家禄を断られた士族の意気地なさには、目にあまるものがあつたようです。そこで彼らの中の有志は、「西山先生」のように、「在来の士族根性を打潰して、自力を以て自家の運命を造るの習慣を養はねばならぬ」と思い立ち、おもに士族の子弟を集めて教育にあたるのですが、ここで強調されている「自立」は、いうまでもなく、漢・洋の書を学んで「文明開化」にも立ち向かおうという、男子の自立でした。

そういうわけ、当時、中学校の教育理念の中には、市民的な人間の自立、したがって女子の権利と社会的責任の問題はふくまれていません。せつかくの中学校が、女子にとつて縁遠い存在になっていたのは、以上のような理由からです。

二 青年期の成立

「当世書生氣質」(坪内逍遙)「第三回」の冒頭に、「年の頃二十三の書生風」の倉瀬が、「荒々しく」友だちの下宿先の部屋に上がりこんで、主の婦りを待つところがあります。

折しも下より登り来るは、白地の浴衣に兵児帯を締たる、即ち此居間の主人にて、守山友芳といふ静岡県士族。年の頃は倉瀬と大概おなじ程と思はるれど、何となく威儀ありて、何處となく沈着たるは、家庭鞠育の方法の、その宜しきを得たりしに依る歟、はた天然の性に成るか、と、推理家が見たならば、一寸頭を左右にもたげさうなる人物なり。

彼は自分の部屋に友だちがいて、勝手に煙草をふかしているのを見て、「オヤ倉瀬、いつの間に来たのだ。」といいますが、別に驚いた様子もなく、お願いの筋の入り混じった「御貴臨」(来訪)の挨拶にも顔色をかえず、ともあれ客をもてなそうと小間使いを呼びます。ところが、「ハイ」と答えてはいつてくる「小婢」は、彼ら学生たちとは反対に、やはり青年期不在の人物なのです。もうすこし読んでみましょう。

「然か。丁度うちにゐてよかった。」といひながら手をハタハタとうち鳴らせば、「ハイ」の返辭の声と共に、二階口から顔をいだすは、此下宿屋の小婢と見えて、十三四歳の小娘なり。守山「オイお茶を持って来い。そして是で、何か餅菓子。」ト十銭の紙幣をわたす。小女「かしこまりました。」ト降りてゆく。

ここで、守山に呼ばれて顔を出す「十三四歳の小娘」は、倉瀬が用談をすませてそそくさと立ち去るころ、「ハイお菓子」と竹皮包を煎茶と共に、日光製の丸盆のせてもつてくるだけの端役なのですが、しかし、ほくたちは、彼女の可憐な応対を通して、学校へも行かずにこういう使い走りや子守りで食べさせてもらっていた皆さんの女の子

たちの日常を垣間見ることができません。その日常を背景にして、ここに登場する書生の群像を見直すと、この時期の青年期の「発展の不均等」が如実にあらわれてきますね。

この小説は、明治一八年に出ているのですが、作者は明治一四、五年（一八八一―二）の頃の学生の「情態」を書いたのだといえます。「書生書生と軽蔑するな、大臣参議はみな書生……」という書生節が流行したのも一四年です。このように明治も一〇年代にはいると、士族や豪農出身の若ものの中から、選ばれて高等教育を受けるものがしだいに増えてきます。確かに、数の上では、彼らは東京のあちこちに散在する少数者でした。けれども、近代日本の青年期は、これら秀抜なすねかじりたちの、どこかまだ特権的な書生生活によって、その最初の頭型を世にしめすことになるのです。

しかし、もう一步踏みこんで見ると、わが国の青年期の成立には、二つの流れがあつたことが分かります。一つは、徳川幕府の学問所（開成所と医学所）を受継いだ大学南校・東校から東京大学にいたる官立の高等教育機関の学生たちに与えられた青年期です。

明治政府は、北村透谷のことばでいう「一国の最多数を占むる者」のための教育では、子どもたちに迷惑をかけておきながら、天下の「俊秀」を選抜し、これに高等教育をほどこして、将来の官僚や体制イデオログを養成する企てには、はじめから工夫を重ねています。

明治一二（一八七九）年の朝日新聞（二月九日）に、大阪の玉造村の小学校で、六錢二里五毛もの授業料をとるのに、「世話する者」がいらないといって、三百余名の生徒がわれもわれもと退学し、貧乏人の「稽古に便利」な私塾へ転入していくので、「如何せばやと戸長等協議」の結果、六錢なにかしの月謝はとらないことにしたけれども、残る三〇人も半分は近くやめるらしい、などという笑えない話のついでです。

同じ年の朝野新聞（二月二八日）は、「中学校まだ足りず」の見出しで、東京府以外の府県下では、たまたま出来のいい生徒が「上等小学校」を卒業してさらに進学しようとしても、学校がなく、「一、二の師範学校にあらざれば、すなわちすこしの外国語学校あるにすぎざるのみ」と嘆いています。

また、明治一五（一八八二）年には、京都の大路小学校が、「始審裁判所にて身代限りの処分を受けたり。」という

記事があります(東京日日・二月二一日)。小学校が破産した、というのです。

さらに、明治一六(一八八三)年ですが、東京日日新聞(五月四日)は、「兵庫県で中学校廃校案で出る」と報じています。これによると、東京府でも、公立中学校が危なく廃校になるところだったようです。

東京府の中学校は、一度議会に於いて廃案となりしも、再議となりて多少修正のうえ、立て置く事となりたるが、兵庫県に於いては、議会は不必然なりとして廃案し、再議に附せられしも、前議のごとくにて、全く十六年度より廃校の事となりしかば、生徒の失望大方ならざりしと、同地より報あり。

中学校は足りない、というのに「不必然」と決議してさっさと廃校にしてしまふ始末です。「地方議会」もこれでは誰のためにあるのか分かりません。やはり多数者には背を向けていたのでしょう。以上は、断片的な情報ですが、この時期の国民教育の貧困が目にかぶようです。

では、明治政府は教育条件の整備には一切無責任を通じたのかというところではないのです。維新の当初から「閩国」(全国)の司法・行政と学術・諸芸にかかわる能才をとりながさぬように、若い適格者を「官選」し、これに高等教育をさずけて体制内に吸収することにかけては、非常な努力と予算を傾けています。そして、この結果、第一の青年群が生まれるのです。

大学南校に各藩から派遣された貢進生は、もう殆どがザン切り頭ですが、まだ背裂羽織おつぎに馬乗袴の出立ちで大刀をぶらさげています。ある日、鰻屋に上がって待つうちに、うなぎの出来がおそいといって、その大刀を抜き、店主のキモをひやすかと思うと、氣にくわぬ外人教師に一閃抜刀して青い顔をさせ、ゆっくり鉛筆を削って鞘に収めるヤツもいました。仲間内で政策論議をかわすにも、二人称は「尊藩」、一人称は「弊藩」です。彼らは気持の上ではまだ「藩士」でした。

貢進生は「廢藩」(明治四年)によって廢止されます。同年、政府は文部省をおき、ここに全国的な教育行政の中心をすえ、やがて「学制」を布く(明治五年)のですが、その少し前、まだ大学東校・南校から大学をとって、単に東校・南校とよんでいたころ、政府は、両校に天皇の「臨幸」と学業の観覧(授業参観)をもとめています。これは

「藩主」にかわる絶対者を学生たちに実物教示する最初の試みでした。

もともと初期の学生は、誰かに仕えることに生き甲斐を見出していた士族の子弟が主力です。ここで新しく「主上」（天皇）への忠が要求されても、彼らにとっては、旧い人格構造のまま、忠誠の対象だけを置き換えればすむことでしたから、殆ど無理な感じは受けなかったのではないのでしょうか。

ともあれ、政府はその後たびたび天皇に学校への臨幸・天覧をもとめ、その威光を背景にして、エリート教育のための条件整備を進めるようになります。

「学制」公布後、文部省は、南校を第一番中学と名づけ、明治六（一八七三）年には、校名を東京開成学校と改めて「これを専門大学とし、まず法学、理学、工学、諸芸学、鉱山学の五門を設け、」外人教師も増員して授業内容を拡充するのですが、この年一〇月に、新校舎が落成すると、「開業式」のイニシアティブを天皇に一任し、さらに、「勅語」によって、この国の学術の指導理念を先取りして、早くも学の独立に抑えこみをかけるのです。

その時の「勅語」を読んでみましょう。はじめに説明の文脈上、「外人教師への勅語」から。

開成学校経営方に功を竣^おう、朕今群僚を率いてここに開業の典を挙ぐ、（後略）
つぎに「開成学校への勅語」ですが、冒頭は重複するので、

（前略）朕今その開業を親視し、ここに学術の進歩を嘉みす。朕惟^{たゞ}うに専門の学校は器を成し才を達する処なり。朕更に百般学術のますます国内に拡張せんことを期す。汝等それこの意を体せよ。

「勅語」というのは、いつも命令です。「この意を体せよ」という以上、この学校では、^朕の期待を裏切ることき専門の学問、たとえば、絶対主義体制そのものを批判の対象にする学問は、とうぜん禁物です。この点に念を押すために、「勅語」は^才の^前に^器をおき、注意深く「学問」をさけて「学術」といったのだと思います。

その上で政府は、将来^器をなす優等生には、天皇とのパースナルな交流のチャンスをあたえ、さらに国費を投じて外国留学を命じます。

一例ですが、たまたま明治六年の語学試験で上等中学第二級へ昇進した九人の生徒の中の四人と、第三級へ昇進した一七人のうち上位二人の計六人が、明治八（一八七五）年に外国留学を命ぜられた生徒の中に名を連ねています。

さらに、この六人の中の二人は、「開業式」の時の「天覧講義」に「出演」して、親しく天皇と「群僚」の前で講述や実験をしてみたメンバーの中にはいつていて、このメンバーからは、新たに留学に加わるものが三人出ています。結局、明治八年の、開成学校としては最初の留学生派遣に選ばれて、それぞれ米・独・仏へ渡航していった生徒は、後に外交官になる小村寿太郎（当時二〇才）をふくむ一人ですが、東京曙新聞（六月一七日）は、この留学生たちについて、「数百人中よりかく選ばせられし人々なれば、他日学業成就の上は必ず国器とならん事疑うべからざるなり。」とコメントしています。つまり、開成学校が政府のための人材養成機関であることは、すでに常識になっていたのです。

もう一つ、政府のプログラムの中にあつた学校は、師範学校でした。翌明治九年の東京日日（七月四日）には、「昨日開成学校の大試験にて三条公と伊藤参議が出校になり、生徒の試験も立派に出来、それより語学校を始めとし、師範学校、女子師範学校、女学校を巡覧せられ、文部省にては九鬼、野村の両君が随行されました。」という雑報がのっています。

当時は、秋学期（Fall semester）から新学期がはじまりました。ですから、この「大試験」は期末試験、あるいは恐らく卒業試験です。それに、太政大臣と伊藤博文が立会い、その後、二人は文部官僚をしたがえて語学校、女学校、とくに師範学校へ「巡覧」の足をのばしているのです。これなど、今日では考えられないことですが、いかに政府が支配機構を固めるエリートと教育と、国民に忠孝の倫理を授ける教員の養成に、夢中になっていたかが分かるでしょう。

たまたま、この年の秋学期には、坪内逍遙（勇蔵）が一七才で開成学校に入学しています。応募者一三三人に対する合格者七九人の中の一人で高田早苗、市島謙吉、山田一郎などと同期でした。（郵便報知・明治九年九月二一日）そして、逍遙は、在学中にすでにスコットの翻訳を手がけ、明治一六（一八八三）年に二四才で、東京大学政治学科を卒業します。

山田一郎は、東京大学在学中に、小野梓に師事して鴎渡会を結成しますが、高田早苗もその有力なメンバーです。市島謙吉も在学中から政治志向がよく、明治一四年の政変で大隈重信が下野すると、一年後の卒業をまたずに退学

し、翌一五年、仲間の二人と初めて大隈に会って信頼され、改進黨に入党します。この時、三人とも二三才の青年でした。「書生氣質」の守山は、その後中途退学して弁護士になり「魁進黨」(改進黨)に入党するのですが、あるいは市島謙吉がモデルだったかもしれません。

この同期生たちは、後にジャーナリスト・学者・政治家として成長し、いずれも東京専門学校(のちの早稲田大学)の設立に尽力するのですが、政治的な立場は、「民間に在りて」「自由党の類」「を矯正し、国家の保安を維持して聖天子に報ぜん」(明治一五年三月二〇日 東京日日)という大隈のように、忠実に「準体制派」を貫きます。後述のように、遺囑もこの例外ではありません。

少し話をもどしましょう。開成学校が最初の留学生を派遣した明治八年は政府が、讒謗律と新聞紙条例によって、思想と言論の弾圧をはかった記念すべき年でもあります。その前年、板垣退助、後藤象二郎ら八人が連署し、左院に提出した「民撰議院設立建白書」が「日新真事誌」に発表され、これに対する賛否の議論がきっかけになって、自由民権運動の一つのうねりが生まれた経緯はご存知のとおりです。困った政府は翌八年二月の大阪会議で、木戸・板垣を口説いて参議にもどし、四月には漸次立憲政体を立てる旨の詔勅を出すのですが、一方では、反政府運動を目的にして露骨な言論統制をはじめます。すごく矛盾していますね。

そのころ、明治九(一八七六)年の二月ですが、「猿人政府」(ひとをさるにするせいふ)という文章を郵便報知に寄稿し、同社の編集部がその標題を「猿人君主」と改めて紙上に掲載したために、「禁獄二ヶ月」に処された青年がいます。のちに板垣退助のブレイクといわれる、この時はまだ一九才の植木枝盛です。

彼も士族ですが、小さい時から秀才の誉が高く、一五才まで高知の致道館という学塾で「ほとんど他人の及ぶこと能わざる勉強」をし、さらに一六才の時に東京に新設された「海南私学」へ推せんされて上京します。けれども、そこが陸軍幼年学校の予備校みたいな学校だったので、彼だけは断固退校して郷里に帰り、以来まったく学校に入らず、生涯を独学で通します。

一七才のとき、板垣退助が地元で「立志社」設立の趣旨をのべた演説会に出て感激し、「もっぱら精神を傾けて政

「治書を読む」のですが、この時期はもう単なる勉強家ではなく、地域の区長や区内の人びとと相談して、来るべき代議政体のために「自治」による住民の「民会」を組織する実践にのり出しています。

一八才になって、思想も豊かになり、「父母に請うて若干の旅費と学費とを貰い享け」て再び上京すると、生活費節約をめざして友人の下宿に同居し、煮炊きを交替でやることにしたのですが、その友人が暫く不在の時など、朝昼晩三食とも食パン半斤に砂糖湯という粗食に甘んじていました。そして、ひたすら読書のかたわら、出でては「單身孤影」、地図をたよりに遠近を逍遙し、「以てその智を研きその心を養うことに勉め」ます。恐らく神田錦町の下宿から濶歩していった、ちょうど明治八年にできた福澤諭吉の「三田演説館」をのぞくこともあったでしょう。明六社の演説会やキリスト教会にも出かけていった、批判の耳を傾けたはずです。

しかし、いくら剛毅でも、栄養を無視した食事では体がもちません。案の定、冬にはいるころ、熱病にかかり、東京医学校付属大病院に入院してしまいます。因みにこの東京医学校は「東校」の後身で、開成学校とともに、明治一〇（一八七七）年に設立される「東京大学」の母体です。

いまいった植木枝盛の筆禍事件は、入院の翌年ですが、未決の時など、強盗犯・殺人犯がすでに九人も詰まっている四畳半の監房に押しこまれ、「その房内の陋穢ろうたいにしてまたその人情の險悪なること言わん方なく、あまつさえ半風しんぷう子は簇々としてしきりに人を攻め」睡ろうにも睡れない惨状でした。

それでも既決監の房内は、たまたま朝野新聞の成島柳北をふくめて先客が僅かに三人、彼をいれても四人という「静けさ」です。拘留時の窮屈からやと解放されて、毎日を読書三昧のうちにごすのですが、彼は「この入獄に一事ありしによりていよいよ民権の思想を堅確にしかつ旺盛にしたり」といっています。この時「猿人政府」を「猿人君主」と改めて掲載した報知新聞の岡敬孝は讒謗律にひっかけられ、「禁獄一年半罰金三百円」の刑に処されています。植木枝盛のように、独学で思想家になるほどの人材は、いくら変革期でも数少ないでしょう。だからといって彼を例外扱いにしたのでは、せっかく彼がその才能の官選を拒み、民衆の現実と同じ現実につきささった姿勢で、つねに多数者を自分の中の仲間として生きる青年たちに、一つの典型を掲げていた事実を見過ごすことになりました。彼の青年期は、なお士族の自意識をひきずりながら、それでも日本の青年期のもう一つの流れの起点になっていました。

では、一般の明治青年は、自由民権運動から何を学んだのでしょうか。

明治二三年から一四年にかけて（一一八〇～八二）、国会開設運動は高揚期をむかえます。

明治二三年四月、片岡健吉と河野廣中が国会期成同盟の委員として、太政官に提出した国会開設請願書には、二府二二県の有志八万七千余名の総代九七名の署名がついていました。最近の研究によると、明治七（一八七四）年から明治一四（一八八一）年にいたる国会開設運動の参加者は三二万三二一人以上（一四〇件）になるそうです。そのうち六一%にあたる八五件が明治一三年に集中していて、この時期は参加者が、士族から農民・商工業者の層までひろがり、規模の面でも殆ど全府県にわたりました。

この間に運動のリーダーたちは、東京で会合を重ね、「自由権利」を「進取」するためには、国民の「協同一致」あるいは「結合」が不可欠であり、そのためには、従来の愛国社、期成同盟、同有志公会ではなく、在地の政社を基盤に含む、もっと抵抗力のある政党の組織が必要である、という共通認識に達し、明治一三年の「自由党準備会」の討論をへて、明治一四年一〇月二日には、すでに自由党結成を決議し、同時に組織原案起草委員をきめています。

これらの動きに押されて、政府は政党内閣制を主張する大隈参議を罷免し、「勅裁」をへていた開拓使官有物払下げを中止し（明治一四年の政変）、それと抱き合わせに、「明治二三年に国会を開設する旨の詔勅」を出す（一〇月一二日）のですが、六日たつと自由党結成会議が開かれ、翌一五年には、立憲改進黨が結党式を行い、大隈を総理に決定します。（四月一六日）その直前、三月一四日には、勅書をうけていた伊藤博文が憲法調査のために欧州へ出発するのです。——明治一四、五年は、政府と政社・政党とのつばぜりあいの時節でした。

しかし、この時も、「詔勅」の次の手は弾圧でした。政府は改進黨結党の直後、六月に「集会条例」を改正し、地方長官に演説禁止権や解社命令権を与えるだけでなく、なによりも、政党が地方支部を持つこと、政治団体が相互に連絡共同することを禁止しました。自由党は、これに対抗して、同じ月の二五日に機関紙「自由新聞」を創刊するのですが、この「苛法酷律」にはさすがの民権運動も氣勢をくじかれ、間もなく、焦燥・分裂・激化の方向をとることになります。

伊藤参議が憲法の調査に出かけたばかりだというのに、政府は国民がせっかつかんた結合の諸契機を、すべて分

断しようとして強権を發動し、福島事件では早くも警官との衝突がおこります。それでもこのころはまだ、「二三年」を境に時代を変える望みを語ることができたので、青年たちは「悲憤慘愴」の気色で政府の非道を糾弾し、断然、自由党の側に加勢して、その切りかえしを待機していたようです。

つぎの引用を読んでください。「思出の記」の蘆花が育英学舎にはいったころの話です。

学生の中に、浅井と云つて、年は十七だが、十二三にしか見へぬ少年が居た。君は何故其様小さいのだ、とかからかふと、僕は頭上に圧制政府を戴いて居るから大きくならんのだ、二十三年になると急に伸びるから今に見玉へ、と答えるのが癖であった。柄に似合はず、朗々玉を転がす様な美音をもつて居るので、「自由之凱歌」ののつて居る自由新聞が来ると、「浅井、浅井、——浅井は何処に居るか」と浅井を呼び立てて窓の下に真黒に嵩なりたかつて、浅井が例の美音で朗読するのを聴いて居る。時々、興旺して、「ワァ」と喝采の声をあげる。

「自由之凱歌」は「バスティユの奪取」(デユマ)の抄訳ですが、訳者・宮崎夢柳が自分の感想や自由民権の主張や貴族の横暴などを織りまぜて、強いて政治小説に仕立てた「豪傑訳」でした。柳田泉がこの小説の眼目だという箇所、ギルベルトの手紙は、こういつています。

我が仏蘭西も亦、追ひ追ひ亜米利加州と同じ有様に立到るべけれど、若し率先して事を計る者なき時は、決して速かに美果を結ぶ能はず。汝己に徳を積み恩を敷きて、労力社会の父母と尊敬せられし上は、是非奮発して率先者となり、政府の抑圧を打破り、自由を伸し、権利を張ることを勉め給へ

夢柳は頻りに「労力社会」つまり「多数者」の自覚とその組織者の「奮発」が、民権伸張の要であることを力説していました。

しかし、その頃すでに事態は、ちょうど六〇年安保の時のように、政府に先手をとられています。けれども、ここぞ窓の下の真黒い嵩になった青年たちも、先手をとられることによってはじめて政治社会の矛盾をつかみ、これに対する「率先者」の力闘を身近に感じて、ひそかに民権の志士たちと一体化する心境にはいつていきます。

彼福島事件が天下を騒がした頃なんぞは、其裁判筆記の出た新聞が来ると、址き裂く様に争ひ読むで、河野、愛沢、平島、花香、田母野諸士の艱難苦心を思ふては熱き涙のほろほろ頬を濡すを覚へず、今其処に飛んで行って

せめて其繩目の喰ひ入る手に接吻し警官の劍の鞘尻につかれた其背を撫でもしたく、(中略)其雪中素足に引ずり廻はされし事を聞ゐては、僕等も何時か一度は彼志士の轍を踏むて行くことがあるかも知れぬ、其時の覚悟を今試して見やうと、或雪夜素足になつて外に立つたこともあつた。

すこし滑稽ですね。でもこの時彼らの目は確かに社会に向かつて開かれていました。ですから滑稽かどうかは別として、この雪夜の素足は、ミード・G・Hのことをかりれば、「いわば個人の経験の内部にある社会的状況」に対する反応であつたといふことができます。その点にほくたちは、眞進生にはなかつた市民的な自我の萌芽をみておくべきだと思ひます。

三 猿人政府

では、その後、明治青年の自我は、どんな形成史をたどつたのでしょうか。まず、国民の権利闘争に対する政府の「圧制」をもういちどふりかえつてから、話をすすめましょう。

明治政府は「万機公論に決すべし」などといつて「近代」への出発を約束したのに、反面では、民権の思想が「みんなのもの」(Les・もの——publica・公共の→republic)になることをいちばん恐れていました。そこで「建白書」が出ると、明治八(一八七五)年には、さっそく新聞紙条例と讒謗律を制定して、思想と言論の統制にのりだします。けれども、明治一三年から一四年(一八八〇—八二)の国会開設運動の高揚期に、彼らはうっかりしているうちに雨後のたけのこのように全国に組織されていたさまざまな結社が、いわば下から、自由と民権の思想を人びとの内心に育てる有力な「媒質」になつてゐることを発見します。

じじつ、その中心には、署名運動をすすめた政治結社(政社)があり、これをとりまくように、学習結社、産業結社、生活結社、文芸結社、宗教結社などの政社以外の大衆組織がたくさんありました。(遠山茂樹「自由民権と現代」筑摩書房)しかも、これらの結社と政社は、メンバーのうえでも、機能の点でも一部重なり合い、相互に密接な関連をもつていたので、政治結社は、地域々々の多種多様な経済的・文化的要求を、民権の思想と結びつけ、これを国会

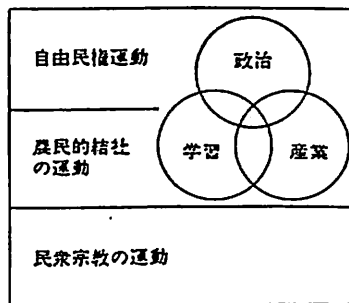
開設、憲法制定運動として組織することができたのです。

江村栄一は、この時期の結社間のネットワークを下図のように描き出しています。（「自由民権革命の研究」法政大
学出版局）

自由民権運動の全国組織の行動力が、このような地域社会の結合力に裏づけられていた点に気がつく、それまで新聞社に発行停止や禁止の行政処分を加えたり、言論人をいためつけたりしていた政府は、じかに政社の共同行動にクサビを打ちこみ、さらに、表看板の如何を問わず、要するに「勞力社会」の内部で、人びとが集まっては語り合うこと自体に目を光らせ、これをしらみつぶしに弾圧する方針を立てます。いいかえれば、思想統制に組織破壊を結びつけること、これが明治一五（一八八二）年の集会条例改正のねらいでした。

この結果、府県令は管下に、学習結社や産業結社がある場合、その中に自由黨員がいるというだけで——自由黨員は思想と組織の接点と見なされていたわけですから、いつでもこれに解散を命じていいことになりました。具体的にいうと、地方のどんな小さな私塾でも懇親会でも、政治についてはいっさい論議していいことを、政府に認定してもらわなければ、存続できないことになります。これは、明治一七（一八八四）年のことですが、景山英子は岡山の朝日川の「納涼会」で「自由黨員と船遊びを共にした」という理由だけで、「蒸紅学舎」という私塾を「県令高崎某」の命令でつぶされています。

人は集まれば民権を語るであろう。民権を語ることは治安の妨害に等しい。故に人は集まってはならない。もし集まりたければ、民権を語っていない証拠をしめせ。——これがその言い分ですから、明治政府は植木枝盛が予言したように、本当に「人ヲ猿ニスル政府」に変質していったことが分かります。



自由民権期の民衆運動

図 1

さて、集会条例が改正されると、内務省は、さつそく新聞社の取り締まりに拍車をかけました。明治一五年には、当時の新聞に出ているだけでも、発行停止が信濃毎日新聞をはじめ一五社（内停止解除一）、発行禁止は信陽日日、高知、高知自由など六社あります。

これに対して、新聞人たちは、せめて思想の弾圧者に対する憤満だけでも「みんなのもの」にしようと思ったのでしようか、高知新聞が「禁止」を命ぜられると、高知自由新聞社は、「我が愛友なる高知新聞は絶命候に付き、葬式執行候間、愛顧の諸君は来会あらんことを」と広告しておいて、「同日この葬儀を見んとて出でたる人は幾万という数を知らず」と書かれるほどの葬列を組んで、高知の街路をふさぐのですが、（明治一五年七月二五日 東京絵入）その高知自由新聞社のほうも、一〇日後には、自らの葬儀を執行するはめにおちいつてしまします。

さらに、同じ年の十二月には、石見国（島根県）安濃郡の長福寺で「全国にて停止禁止になりたる新聞・演説の大施餓鬼」が催されています。受難新聞供養の「大施餓鬼」は、明治九（一八七六）年に、例の讒謗律・新聞紙条例公布の一周年を期して、浅草観音の本堂で行われているのですが、それから六年後、浅草から遠くはなれた長福寺も、反専制の気象につつまれていました。

その様子を新聞は、「同寺本堂の入口には、慷慨の二字を大書せし長二間、幅一間の大額をかけ」「本尊の前に壇を設けて、専制顛覆自由恢復愛國慨世大壮士と記したる位牌を安置」し、「参拝の善男善女は堂の内外に充滿し、ほとんど三千に及び」「衆僧誦経の声哀れに聞え感涙を催せり」と報じています。（明治一五年二月二日 朝野）このあと、「慷慨悲壯の祭文」や「痛快なる演説」を、大壮士の霊前に手向け、引続く「懇親会」では、専制政府と由政府との模擬合戦まで展開して、大いに地域社会の元気を確かめています。

しかし、逆に言えば、この「大施餓鬼」は、この時期に政府が、民権の思想を強権的に、「みんな」の耳目から引きはなしていった事実を後世に証言する画期的な「法会」でした。もしかしたら、「専制顛覆自由恢復」の祈願はほくたちへの遺言だったかもしれません。

こうして内務省が取締りをつよめると、地方長官がこれに連動します。蘆花の「思出の記」は「育英学舎」を回想して、「実に其頃は、教場以外、教課書以外、僕等を啓発すべき事件が続々社会に起つて、其様な事件の報道に接す

る毎に、僕等の血は如何に沸へ立つたか知れぬ。」と書いています。いいかえれば、この時、学生たちが、福島県令三島通庸の非道とその非道をかばう政府に憤激したのは、みんな自由新聞の「報道」を読んで語り合つたからでした。しかし、政府の側からみると、自分たちの「非道」ではなく、これに対する「憤激」のほうが、「治安の妨害」にあたります。青年を憤激させないためには、メディアへの接近を断てばいい、そう考える地方長官があらわれても不思議ではないでしょう。

じつさい、「大分県令西村君」は、県下の師範学校の生徒に、官権新聞以外の新聞の閲読を禁止し、一般の吏員にも、県庁の中で「いつさいの諸新聞雑誌類を読むことを禁」じました。やはり、廻りに人のいるところで読んではいけない、というのです。(明治一五年一〇月二四日 時事) また、これより前、大阪府図書館では、閲覧室に、東京日日新聞、明治日報、大東日報のような官権新聞の発行する新聞のみを備え、それまでは、広く縦覧を許されていた「改進黨自由主義の新聞」はいつさい置かないことにしています。(明治一五年七月八日 時事)

東京日日新聞といえば、当時、帝政黨を率いていた福地源一郎が主幹です。因みに、彼は山県有朋にたのまれて、哲學者西周の稿本を改訂し、「軍人勅諭」を、読むというより唱えやすい形に完成した体制イデオログです。軍人勅諭については、松本清張の「象徴の設計」(文芸春秋社)をよんでください。ともかく、これが敗戦まで六三年にわたって、日本の兵隊と国民の頭を、民権の思想から遮断する大道具になったことは、現代史のしめすとおりです。そして、この勅諭が陸軍卿大山巖に下されたのもちょうど明治一五年の正月(一月四日)でした。

蘆花のいうように、明治一五年は「猫も杓子も政社政黨組織に熱中する時節」だったのですが、同時にこの年は、政府が中央も地方も一体になって、できるそばからその組織を切り崩す仕事にかかった年です。そのさい、地方長官の分担の中で、もう一つ重要な任務は、演説の会場へ直接、警官を臨場させて任意にこれを中止解散せしめることでした。

しかしなお、在地の政社に活力が残っている地方では、人びとは警官を寄せつけず、自由に集まって民権を語っています。

広々とした川原は、しばしば村々の仕事と文化のためのコモン (common・共用地) でした。新聞社の柩を二つも野辺に送った高知では、その後二カ月とたたない残暑の仁淀河原で「青年自由懇親会」が催されています。その状況を「江南新誌」は、川の水も恐れをなして避けて流れるかと思われるような蕩々たる演説が、しじょうばた席旗をひるがえした会場の開幕をこえ、「場外に蜂屯せし男女老若は、さしも広き仁淀河原をして錐を立つるの余地なからしむるほど」であった、と書いています。表現のオーバーなのは気になりますが、この懇親会が思想を避けたただの夕涼み会でなかったことは明らかです。(明治一五年九月六日)

また、同年一月四日の朝野新聞は、信州高遠で、地方の有志が松本から論客を招いて、絶えてなかった政談演説会を開いたが、「聴衆三百人もあり。その後、自由懇親会を催せし処、会する者四、五十名にて席上演説等あり。」と報じています。

しかもこの会の主催者の一人は、魚商の出身で、幼児から学を好み、品行もよく、同地の学校の先生になったが、最近、感ずるところあつて職を辞し、「もっぱら政談に尽力し」たので、「土地の有志輩は、仰いで民権家の領袖とせり」と紹介されています。

ここは、県令の目が届かなかつたのでしようか、高知と同じように、会場の「劇場鶴齡座」には立会い警官の姿が見えません。この事例は、もしこの時点で集会条例の改正がなく、後進地方にも「民の声」を組織する「有志」ができれば、自由民権運動は、まだまだ拡がる可能性をもっていたことをしめています。

因みに、のち(第七節)にのべる藤村の「破戒」の主人公丑松の「先生」にあたる解放運動の戦士・猪子連太郎も、高遠の出身です。(「長野の師範校」でたまたま「心理学の講師」をしていたことになっています。)

もしかしたら、信州高遠の自由民権運動は、その時すでに、その共同行動を通じて、やがて日本の近代を画する自我の原型をかちとっていたかも知れません。

じじつ、この土地の重立った人びとの人間観は、、領袖の推し方から分かるように、すでに封建時代の「分」の枠組みから抜け出しています。「みんなのもの」としてのリーダーは「士」でも「農」でも「商」でもなかつたのです。恐らくこういう考え方が、運動の波及とともに各地にひろがり、地域社会を市民的なレベルで再結合する、、核になつ

ていたのでしょうか。そして、演説会のあとは必ず懇親会をひらくという、組織活動の方法論もいつの間にか共有されていたのだろうと思います。

しかも、この組合わせは、演説会が中止解散を命ぜられた場合、直ちにこれを懇親会に切りかえることによって、集会の権利そのものを防衛する手段にもなっていました。仁淀河原の演説会が表向きは「青年自由大懇親会」になっていたのも、同じ理由からでしょう。

この年の一月に、東京で開かれている「車夫政談演説会」では、明らかに、この二段構えが功を奏しています。

(明治一五年一月二六日 朝野)

この会の企画者は、辻々の車夫の注意をひくために、当時、東西屋と呼ばれたアド・マンを出し「駿河台の宿舎より、新橋辺まで立ち廻らせ」ることを考えました。東西屋は、「頭に自由と記せし、金紙を張り、黒の高帽子をいただき、身に車夫の半纏を着け、袴を穿ち、車の棍棒を横たえ、その先に鑑札をぶら下げ」という奇態な恰好で「高声に叫び歩」いたのですが、これが宣伝効果をあげ、聴衆は午後三時開会の会場へ、一二時頃から続々つめかかっています。

この時、三人目の演者の「腕力論」にいたって、警官の「中止解散」が出ると、「会主は、これを聴衆に報じ、かつ直ちに懇親会を開くべき旨を告げしかば、聴衆は会席を散じて別間に退きしに、警官はぜひにいったん屋外に出ずべしとして、会主、弁士等と再三問答の後、警察官は不平の体にて立ち去られたり。それより懇親会を開き、二、三の席上演説等ありて、日暮解散せしと云う」のです。

ここは、政府のお膝もとですから、演説会は執拗な干渉をうけています。しかし、結局、主催者側は、押し問答の末、警官を撃退し、聴衆との懇親会を開いて、集会の主旨を貫いています。

けれども、この演説会では、聴衆ははじめに、一二の演題のうちに六項が「不認可」であった旨の報告をきいています。これは、演題に事前検閲があった証拠ですね。すでに東京では、集まっても民権は語らせない体制が固まっています。「腕力」ということは、当時、こういう圧制に対する一般的な反抗の気分に通じる日常語として、学生

たちもよく使ったようですが、この日「中止」を命ぜられた「腕力論」は恐らく政社の「焦燥」を背景にしたもつと攻撃的な反政府論だったのでしよう。やはり集会条例の圧力は、誰の目にも明らかでした。

もう一つだけ、事例をみてください。このケースでは「若もの」が村の集いで義民の昔話を楽しむことさえできなくなっています。

これも明治一五年の暮れのことです。福島県の若松から三二キロ（八里）ほどはいつた清水谷村という村で、若ものが「出し合い講」と名づけて、ある家に四、五〇人集まり、「酒宴」をひらいていました。その門口へ越後の祭文語りがやって来たので、若ものたちは、何か一段語らせて聞こうではないか、と彼を「内に呼び入れ」ます。座につくと「祭文語りは持ったる錫杖（しやくじょう 図2）をチャラチャラと鳴らし、濁声高く」佐倉宗吾を読み出すのですが、ちょうど「奸吏の暴政に、苦しみ余りてすではや、竹槍、座旗となるころ」を、宗吾が聞きつけて取り鎮め、「民の身代り」として直訴に及ぶ段を語る最中に、野沢署詰の巡査が踏みこんで来ます。彼はいきなり、「何のためにこんなに大勢集まつているのだ」とすごい権幕です。若もの事情説明では納得せず、「しからは、その祭文の可否を試みん」サアサア語れ、と促すので、「祭文さん」がその先を続けると、「巡査は大声一喝、治安に妨害あり、集会条例第六条にふるるものなれば中止解散を命ず」と言い渡し、結局、祭文語りの演目にひっかけて、さっさとみんなの酒宴をぶちこわしています。（明治一六年一月四日 朝野）

この新聞はさらに、——
 同家の亭主は巡査に向かい、祭文なるものは政談演説にあらず、殊に我々が寄合いは出し合い講にて、ただ近所の者と睦み楽しむ寄合いなれば、集会条例にふるるはずなく、殊に佐倉宗吾の昔話なれば、決して治安を妨害すべきものにあらざと論弁せしに、巡査はたとい祭文なればとて、佐倉宗吾の履歴をかたるは相成らずと、ついに中止

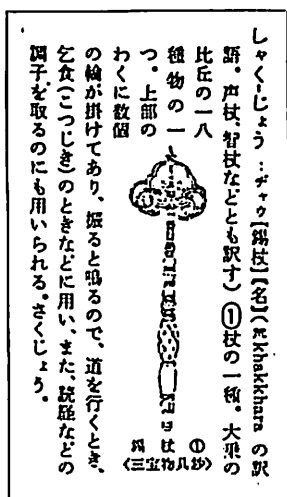


図2

解散を命ぜられ、一同残り惜しげに解散せしのが、仙台絵入新聞に見ゆ。と続いています。

さすが、河野廣中に繩をかけた三島通庸の福島県です。ここでは、睦み講だろうと飲み会だろうと、およそ人の寄り合い自体が「治安の妨害」とみなされています。あまりの非道にこの村でも指折りの農家の主人が集条条例の解釈をめぐる警官に抗議し、人びとの間に語りつがれる草の根の民権思想のために、大いに「論弁」しているところが印象的です。

四 二つのイデオロギー

人間は意味をもとめて生きる動物です。生きていくことに意味を与える思想がなければ生きていられない存在です。政府もそのことを知っていて、人びとの頭から民権の思想を遮断するためには、見てきたような、新聞の発行禁止や演説禁止だけでは不十分であって、積極的に官製、官許の理念体系を、思想としてすべての国民に植付ける必要がある、と思っていました。

その思想の一つが、日本イデオロギーであり、さしあたっては「軍人勅諭」です。

これは、冒頭を「我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある」とはじめて天皇の統帥権を、天孫神話を根拠にして合理化し、前段の結びにはいって、「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」と大喝します。

ここで、いきなり大きな声をたてるのは、「文武の大権」を目に見えない「天祖」の恵みから説明するのところが、目に見える現実の国民と天皇との相互信頼については、その必然性を引出す適当な理屈がみつからないからです。国民の側からいえば、天皇を自分の判断で選んだ記憶はないし、「天朝様」のおかげでのど口がぬれるようになった覚えもないのです。

ふつうだったなら、その距離を考えて自信を失うところなのに、勅諭は「されば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ其親は特に深かるべき」と急に語気をやわらげて、頭と手足のアナロジーを持ち出し、しかもそれだ

けで、立場の交換のない命令……服従の非人間的な関係を、あたかも人間的な親しみのこもった結合でもあるかのよ
うに描き出します。

ここで天皇は軍人に悲しみも喜びも分ち合うから、朕と一心（ひとつこころ）になって國家をまもろう。そうす
れば、國民はいつまでも「大平の福」を受け、わが國の勢いは世界の輝きともなるだろう、というのですが、幸い
彼が「汝等軍人」の協力を得て、「天祖」の恵みにおこたえし、「祖宗」の恩に報いることができたとして、どうして
それが國民の幸せになるのかについては、説明がありません。そうして、うっかり聞いているうちに、「朕斯も深く
汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれ。いでや之を左に述べむ」と息もつかせず、話題を一気に「忠節」
までもっていつてしまうのです。山県有朋が福地源一郎の筆致を好んだ理由が分かるでしょう。

「忠節」の項の主旨は、國家をまもり、その權威をもちこたえる力は兵力にあるのだから、兵力の消長がそのまま、
國運の盛衰であることをよく考え、「世論に惑はず政治に拘らず只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重
く死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ」ということにあります。

徳目は、このあと「礼儀」「武勇」「信義」「質素」とつづくのですが、もう一つ「礼儀」だけ見ておきましょう。
軍隊には、二等兵から大将までじつにたくさん階級がありました。当然「上級の者」がおさめ、「下級の者」が従
うのですが、勅諭はさらに、同列同級の兵隊でも、その階級にとどまっている年月には新旧による長さのちがいがあ
るわけだから、新任の者は旧任の者に服従すべきであり、「下級のものは上官の命を承（うけたまわ）ること実は直に朕が命を承
る義なりと心得よ」とこのへんへくると、たいへん居丈高になります。

ほくは、ここに、「礼儀」の項の主旨があつたと思います。それは、軍隊が批判力のある共同体になる危険をさけ
るために、考えられる限り細かな「分」の秩序を導入することによって、兵隊の身辺に対等な人間関係が生れないよ
うにすることでした。自由民権運動の中で、その芽が育っていたことは、すでに述べたとおりです。それだけに、勅
諭の起草者たちは、この運動の影響力に神経をとがらせていました。「忠節」の項の中で、わざわざ「世論に惑はず
政治に拘らず」とことわったのは、明らかに、自由民権運動に対する兵隊の共感と関与を牽制するためです。こうし
て、勅諭は、憲法制定の前から、天皇主権の國家を先取りし、「忠」を強要して、國民の権利を完全に封殺する意図

を宣言していました。

当時、中江兆民はルソーの「社会契約論」を訳出して、社会契約（民約）というのは、人びとがみずからその身とその力とを挙げて公共体にあたえ、そして公共体はその全力を人びとに貸して、その権利を擁護することなのだから、これが成立すれば、人びとは自分で自分を守るのに比べて、自己の守りをいっそう堅固にすることができるのではないかと論じていました。

ところが天皇は兵隊がその身とその力のすべてを捧げても、その全力をそそいで「国家」を擁護してしまうので、国民は天皇から何も受け取ることができません。天皇はしきりに国家をまもうと呼びかけますが、朕は軍人と力を合わせて国民をまもるつもりである、とは決していいません。それどころか、「死は鴻毛よりも軽しと覚悟せよ」と致命し、人びとの生きる権利まで否定しておいて、「天祖」の恩恵に報いようというのです。

これが天皇主権の「論理」でした。いいかえれば、天皇は神話にでてくる天照大御神、それに続く「祖宗」に対してはきわめて報恩の意志がかたいのですが、国民に対しては全然責任をとらなくていい仕掛けになっています。ですから、一九四五年の「敗戦」のように、祖宗の遺訓を奉じた「聖戦」の結果、国事に大失敗を犯しても、天皇がそのために国民に責任を問われる筋はないのです。

じつさい、「朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ」ではじまる終戦の詔書には、この論理が再び顔を出します。昭和天皇は、この中で、「陸海將兵」も「百僚有司」も、そして「一億衆庶」も各おの最善をつくしたけれども、「戦局必スシモ好転セス」、世界の大勢も「我ニ利アラズ」、その上、「残虐ナル爆弾」による被害は測り知れない範囲に及んでいる。このまま交戦を継続すれば、「我カ民族」のみならず、「人類ノ文明」までほろびてしまっただろう、といったあと、「斯ノ如クムハ朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ」、つまり、もしそうなれば、もはやどんなことをしても、朕は、億兆の国民をたずさえて「皇祖皇宗ノ神靈」におわびすることができなくなるのではないかと。これこそ朕が政府に「共同宣言」を受諾させるにいたった理由である、といっています。

戦時中、国民は「陛下ノ赤子」と呼ばれています。国民を天皇の子どもに見立てた比喩ですが、好んでこれを用いた勢力は、天皇主権のもとで国民を無権利状態に追い込んだ力と同根です。この時点で天皇は、その、ものいえぬ国

民を率いて皇祖皇宗に謝まるつもりでいるのです。(なお一億の「赤子」を率いていれば、祖宗も耳を傾けてくださるだろう。)——煤けて、食べるにもこと欠いた国民に背を向けて、目に見えない「神靈」の前でうやうやしく頭を下げる姿を想像してください。

このように、天皇は祖宗の恩に報い得なかった場合には、その神靈に謝まるのですが、謝まるとそれですべてが許されてしまうためでしょうか、国民の天皇に対する問責の声はいつさい届かなくなるようです。

一九七五年の訪米直後の記者会見で戦争責任に関する質問をうけたとき、彼は、——「そういう言葉のアヤについては、私はそういう文学方面はあまり研究もしていないので、よくわかりませんから、そういう問題についてはお答えができません。」とつっぱねています。

天皇は一九四六年一月一日の「詔書」で自ら「神格」を否定して以来、「人間」になったはずなのに、「責任」という「相互ノ信頼ト敬愛ト」にもとづく人格の規範については、明らかに国民との共有を拒否している、ということがよく分かる場面でした。

ついでに、記者会見の話題が原爆に及んだときの発言も留めておきましょう。——「遺憾には思っていますが、こういう戦争中であることですから、どうも、広島市民に対しては気の毒であるが、やむを得ないことと私は思っています。」彼はここで「やむを得ない」というのですが、そういえるのは、遺憾なこと、気の毒なことが、自分の責任で起きたことを認めていないからです。この発想は終戦の詔書では、つぎのような表現をとっていました。——「帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ職域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戦傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ」

ことばがむずかしくて分かりにくいでしょうが、ここは、戦死者、戦没者のことを思うと、「五内為ニ裂ク」——五臓六腑が裂けるようだ、また、被災者などの生活問題については「深ク軫念スル」——非常に心を痛めている、という意味です。要するに、ここでも「苦しい」という心情を吐露しているだけです。一言も謝まっていますね。つまり、相手が皇祖皇宗なら安心して謝まれるのです。人に謝まるのとちがって、神靈との対話には責任がともないませんから。

こういうのが絶対主義時代の日本の天皇制だったので。話をその原点に戻しましょう。

既述のように、明治一五（一八八二）年一月四日、宮中御座の間に大臣、参議ならびに諸官のひかえる前で、大山参議（陸軍卿）は天皇から勅諭を受けます。同月二九日になると、「借行社」が九段坂の本部で「勅諭拝読臨時記念会」を開きます。借行社というのは、日本陸軍の将校クラブで、明治一〇年設立。陸軍大将有栖川宮熾仁親王が社長です。この時は、彼をはじめ、「諸将校、外国人等三百七十四名」が参集し、陸軍少将小沢某は幹事長として「軍人の皇恩に浴するや年一年より深く、本月四日の勅諭のごとき最も曠代の（当世に類がない）栄典たり。すなわち社員を総集し、供に拝読の式を行い、これを本社第五周年の記念会となす」云々と挨拶しています。（明治一五年一月三十一日 東京日旦）

ここでいう「社員」は、軍隊上層・中堅層の将校です。この層にとつては、勅諭は、自分たちの地位と命令に、いわば金箔を授けてくれたようなものですから、確かに「栄典」の名に値したことでしょう。けれども勅諭によって「皇恩」に浴することのできた人びとの範囲は限られていました。だいいち、勅諭は「生きること」に意味を与える思想ではありません。その点では、子どもの頃から無邪気にお参りした氏神様や仏寺のほうに、まだしも国民の内面をささえる力になっていました。勅諭は下布されると、新聞に全文が掲載されましたが、この時、借行社の外の読者にとつては、はたしてどれだけの意味をもち得たでしょう。

そもそも軍隊は、人びとが「血税を払う」を「血をとられる」という意味に取り違えるほど、不気味でこわいところと考えられていました。軍人勅諭が出て、この不気味さこわさにかわりはなく、国民は依然として、できれば兵隊には行きたくないし、行かせたくないと思っています。

しかも、人びとはなにか兵役をのがれる方法はないものか、いやあるはずだ、と適切な情報ももたずに、自分たちの知識をよせあつめて出口をさがすので、いくつか流言に惑わされるケースまで出ています。

明治一二年の話です。豊後国（大分県）のある地方に、女子も二一才になると、検査があつて兵役にあてられ、鎮

台兵の女房にされるらしい、という流言がとびました。娘をもつ親たちは「にわか縁談に駆け廻り」、なかには、まだ七才にもならない女の子に「入れ毛をして丸髷に結び鉄槩かねがらをつけさせて」、この娘には許嫁者がいます。近く婚礼をあげますと、「戸長さん」の家へ吹聴にいくものまであらわれた、ということす。(明治二年四月八日 東京日日)

徴兵令は明治一六(一八八三)年二月二十八日に改正されます。すると、翌一七年一月。こんどは鹿児島県下のあの村で、誰がいったのか、女房をもつ者は現役を免れる、という説が流れ、「何でも蚊でも女房さへ持てばよい」と、独身者は我れ先にと婚姻をなすより、僅々数百戸の村にてもあそこにも嫁取り、ここにも嫁取りというよう結婚一日平均六、七戸もありて、「ほとんど生娘が種切れになった、というのです。

二つとも九州の話です。西南戦争による戦争アレルギーの後遺症だったかも知れませんが、いずれにしても、結婚というたいへんヒューマンな行為によって、恐るべき徴兵が回避できる、という「解釈」を下しているところに、むしろこの「流言」のもつやさしさがにじみ出ていますね。

さらに、徴兵令の裏をかく忌避は、もつと常識的に、いたるところで行われています。明治政府は、個人個人の人權を認めるかわりに、「イエ」を保護する政策をとったので、徴兵にあたっては、嗣子しし(あととり)や戸主には猶予をあたえました。昔のことですから、男五〇才になれば老人です。そこで一応ここに線を引き、父が五〇才以上なら、その嗣子の兵役は免除しよう。また、若くても「戸主」であれば、これも免役にしよう、ということにしたのです。すると、急に思い立って、二、三男を五〇才以上の者の養子に出す親や、まだ若い父親が隠居して長男に家督を譲る者が多くなり、「各郡区役所の戸籍掛り」は毎日ごったがえす騒ぎになります。この種の「忌避」を食い止めようと、改正徴兵令は年令制限を引き上げ、兵役猶予の範囲を「戸主年令満六十才以上ノ者ノ嗣子」にかぎり、さらに、年令六〇才未満のものが健康で働けるのに、「戸主ヲ罷メ其跡ヲ継ギタル戸主」は同じ戸主でも「猶予スルノ限ニ在ラズ」と規定をきびしくしました。

このため「失望する者」がたくさん出る一方、養父の年令不足で安心できなくなった連中が、あわててそこを離縁してもらって、六〇才以上の「適格者」の養子先を見つけてくるので、この届出が続出して、また戸籍係は「殊の外」

の「繁劇」に見舞われます。(明治一七年一月二〇日 郵便報知)

そうこうするうちに、場所によっては「幼年の戸主ばかりにて、村会議員の資格に該当する者なく、大いに差し支えありとの風聞」が流れたり、(同年一月一五日 函右日報) 伊勢のあたりで、「六十才以上の老人の名前を売買すること大いに流行し、その値段は大抵百円以上二百円位にて、(中略) その筋にては、右等の事を周旋して巨利を得んとする者を、もっぱら探索中の由。」(同年二月二七日 朝野) というような話もでてくる始末になります。その他、戸長と医者と和尚さんに賄賂して死亡届けを偽造したり、(同年二月一七日 東京日日) いよいよ入営ときまつてもなおあきらめず、「窃かに申し合わせて債主を拵え、自らその被告となりて訴訟を起さしめ」裁判所の召喚状を手にして入営延期を願ひ出る知能犯までさまざまです。

新聞は、これらについて「臆病主義」「横着主義」「腰抜け連中」と書きましたが、なんといわれようと若ものは、親の知恵も力もあり、あの手この手をつくして兵役逃れをはかっています。

しかし、ここで、これらの試みが兵役「忌避」であったということ、——いいかえれば、「死は鴻の羽毛よりも軽いものと思え」という勸諭に対して、若ものたちが自分たちの「生きる権利」を主張して起こした兵役「拒否」の共同行動ではなかったこと、この点には注意しておかなければならない、と思います。

ところで、兵役逃れのもう一つの方法は、免役料を払うことです。免役料は明治一二年から二七〇円、一五年には二七五円に上っています。これを払えば、兵役は免除される、というきまりがありました。

因みに、これは岡山の新聞からですが、ある感心な娘が一四才のとき(明治一〇年)に、親の貧乏をみかねて、料理屋へ三年一〇〇円の前借りで身売りし、翌年先方の破産にあつて店をかえ、こんどは三年一五〇円で住み込んだ、という記事があります。そうすると、免役料は、当時一四、五才の「小娘」が身売りして手にする金額よりかなり高かったわけですから、親に売却できる田畑でもなければ、この方法で、兵役を逃れることはふつうは無理な相談だったでしょう。

しかし、自分の親はまともった金に縁のない人であっても、雇い主に資力があれば、これはいちばん確実な免役法でした。京都の豪商・木綿問屋辻忠兵衛の従業員たちの場合をみておきましょう。

ここでは、「雇い人の内にて本年と来年の徴兵適令の者が三十六名あるので、主人は右の者を徴兵に引き揚げられては、即日商業の妨げを来たすに付き、悉皆免役金を出したき旨願ひ出でたりと聞きしが、一人に付二百七十五円なれば、三十六人にて九千九百円の大金なり」という例です。(明治一五年五月一八日 時事)

明治一五(一八八二)年の白米の値段は、標準価格米一〇キロ当たりの小売価格に直して八二銭です。一九九一年のそれは三六四〇円ですから、これを手がかりにして換算すると、辻忠兵衛が払う免役料は合計四三九五万円になります。(今日は通貨の値うちが下がっているはずですから、もっと高い倍率をかけるべきかも知れません。)しかし、四千四百万円の免役料を支払っても、三六人の熟練者の手が確保できれば帳尻はあう。——この豪商は京都の人なのですが、それでも「商業上の利得」を犠牲にしてまで、勅諭の「御聖旨」を仰ぐ気はなかつたようです。ほくたちは、その発想の中に、「改進自由主義」の「絶命」の後にやってくる、ブルジョア合理主義の芽生えを見ておきたい、と思います。

しかし、多種多様な兵役忌避の試みも、政府の水も漏らさぬ徴兵制度を切り崩す力にはなりません。やがて、軍人勅諭は、その徴兵制度を補給源とする日本軍隊の上部構造として君臨し、各時代の兵士から、内面の人間性と批判力を奪う呪文になっていきます。

すでに、勅諭を「拝読」した将校たちは、いまほくたちが問題にしているこの時期の兵隊を、自由民権運動から切り離すだけでなく、かえってその兵力をつかつて運動の根拠地を鎮圧することに成功し、さっそく「わが国の威光」を世に輝かすことになります。明治一七(一八八四)年、秩父困民党を壊滅し、約一〇年の歴史をもつ自由民権運動を「敗北」に追いこんだ直接の武力が、山県有朋の命をうけた東京憲兵隊と東京鎮台兵のものであったことは、憶えておくねうちがあるでしょう。

つぎに官許の思想ですが、これは、ダーウイン・スペンサー流の古典的進化論でした。

加藤弘之が正式に東京大学三学部(法・理・文)の総理(学長)に任命されたのは、明治一三年四月です。翌一四年七月には、医学部を含めた全学の学長になります。この人は「天賦人權説」から「進化論」に転向したことで有名なのですが、明治一二年一月と、同一三年三月に、それぞれ「天賦人權なきの説」(会場Ⅱ芝・青松寺)「天賦人權

論を駁す」(同〓西国・中村楼)という演説をしてセンセイションを巻き起こした体制イデオログです。きつと政府も、彼の転向演説をフルに利用して学長人事をすすめたのでしよう。

加藤弘之は、優勝劣敗の理論をふりまわして、こういいます。

「純乎たる天然の優勝劣敗はようやく衰え」たけれども、「あるいは知識あるいは才能あるいは胆略等その他すべて精神力においてもつとも優るところある者、かならずその劣れる徒を圧倒してよくこれを制するの権力を握ること」に将来ともかわりはなく、時代の局面によつては、「無知蒙昧の衆民が社会を紊乱し、上等平民を圧倒せんとする」形勢になることもあろうが、しかしこれは「その精神力の優大なるがゆえにあらずして、かえつて微弱なるがためにまったく僅々の首魁(主謀者)等に煽動せられて一時狂暴をたくましくするにほかならざれば、けつして永く社会の大勢を左右するにたるべき勢力を得ることあたわざるは必然なり。」

これは、明らかに自由民権運動に対する思想攻撃です。その旗手を明治一四年という年に、東京大学の学長に任じるのですから、意図はいかにも露骨ですが、政府もそれをかくす気はなかつたようです。

いずれにしても、彼の就任は、学生たちの関心をダーウィニズムにひきつけた「転向劇」の終幕をかざる部分でした。しかも、坪内逍遙たちが在学中の出来事です。恐らく、彼らはダーウィニズムをたがいに研究・討論し合つて、大いにこれに啓発されたことでしょう。少年のころから、エリートとして扱われてきた彼らのことですから、「優勝劣敗」を真理と見間違える条件は十分だつたわけです。

「当世書生氣質」の中から、その学習の成果をひろつてみましょう——「第九回」に桐山という豪快な学生が登場します。須河を自分の部屋によびこんで、いつしよに西瓜をたべるのですが、相手が「ナイフはナイフちゃ」というので、西瓜の真中に握拳を一つくらわせると、須河にもその凹みに手をかけさせ、両方から引張つて真二つに割り、「何だか温い」のをむしゃむしゃかじりながら、「どうもおぬしたちは贅沢をいふからいかんワ」などといひます。

彼は「此活社会に運動して、大に政治の改良でもおこなはうといふ志」をもつ関係で、無闇に学問に勉強してからだをこわしたり、婦女子と交際して「文弱の風」を養う連中に慨嘆して、「研劔會」をつくり、「此頃は非常に會員が殖て来たぞ」と得意なのですが、話に熱がはいると、この好人物は、さかんに「優者」の個体に属する力量を賛美し

はじめます。

「腕力は野蠻ぢやなんぞといふ奴があるが、蓋し社会の事情に暗い奴ぢや。ダーウィンがいつとる通り、優勝劣敗の世の中ぢやから、強は弱を厭し、小は大の食となるは、元來當然のはなしぢや。而して如何なるもんが、一番強にして且大かといふと、所謂マイト・イズ・ライト（腕力は権利也といふ意）ぢや。：試におぬしがある政黨の領袖になったと假定して見イ。反對黨の論者に、如何なる粗暴な奴が居らうもしれん。議論では負けても腕力で以て勝うと思つて、おぬしに切りかかつて来るもしれん。：板垣の岐阜一件のやうな事があつたら、おぬしはどうしようと思ふぢよるか。板垣はあれでも、幾分か戦場をふんだ男ぢやから、頗る膽力はすわつて居るし、且は腕力もあるさうぢやから、容易に犠牲にならんぢやつたが、あれが柔弱な人間で見イ、刺されたばかりでも、驚いて死んでしまふぞ。」

ほくは桐山が氣の弱い須河にも、他者の立場に立つことをすすめる善意を信じます、小説の中では須河は「自己」をもたない、同調型のパースナリティとして描かれています。それよりここでは、桐山がダーウィニズムを下敷きにして、頻りに板垣の胆力と腕力の優位を説き、その力点が奇しくも、加藤の「精神力論」——ひとり精神力の優大なる者よく優者たるの地位を得る、という議論——とそっくりなことに注意しておいてください。

しかも遣達は、このいつも勇壮な桐山を、「奮進黨」に入党させます。守山の親友小町田がああ倉瀬と緑日の夜店をくぐりぬけ、広小路へ出たあたりの会話に耳をはさんでみましょう。はじめは倉瀬の声です（第一一回）。

「君は桐山の風評を聞たか。」

「いいや。」

「あいつは奮進黨へ入黨したといふ事だ。」

「此節ア、政黨へ加入する事が流行だネ。守山なんぞもたしか、魁進黨へ這入つたといふ事だ。：」

守山のことは、前に書きました。問題は「奮進黨」ですが、「魁進黨」（改進黨）と対置されているところから見て、これは当然、自由党です。「第二〇回」のしめくり部分に、

桐山は相替らず、勇壮なり。近頃は奮進黨の新聞に関係して、頻に盡力中なりと聞こえたり。国事犯の嫌疑など

受けはせずや、とひそかに眉をひそめたる友人もありけり。とありますから、ますます自由党に間違いないし、でしょう。

だとすると、このあたりで、木を入れたくなります。東西東西。さすが坪内逍遙は名匠です。彼の筆にかかると、天下の自由党がすっかり骨抜きにされ、ルソーの半纏を肩にひっかけ、頭にダーウインを詰めこんだ壮士のカリカチュアになってしまいます。そのバルーンの中は「マイト・イズ・ライト」と読めるのですが、兆民が見たら何といったでしょう。

五 明治青年の群像

歴史学という学問は、文献や伝統文化、建造物・遺跡などの形をとって、いわば止まっている「過去」を資料にして、人間の社会に起きる出来事の必然性、——その変化を規定している諸要因を、科学的につきとめてくれます。そして、その知見をかりることによって、ぼくたちは、いま生きて動いている「現在」の中に、「過去」に共通する歴史の連関を把握することができ、従って、これからさき、ぼくたち自身が創出すべき時代への課題を見通すことができるようになります。

ですから、こうして明治青年までさかのぼって、彼らが何を思い、どう生きたかについて考えることは、一見迂遠なようですが、それは、現代認知を深めようとする現代の青年にとっては、かえって効率のいい、また、不可欠な方法であるとはくは思っています。

じつさい、少し歴史をふりかえるだけで、平和憲法をないがしろにして、国民の諸権利に敵対し、新天皇を高御座につけ、子どもたちには日の丸と君が代を強制し、一方で偏差値による輪切りを容認している今日の政府が、じつは明治初期に新聞と言論を抑圧し、軍人勅諭を兵隊と国民に憶えこませ、加藤弘之のダーウインイズムを体制イデオロギーの一翼に加えた太政官政府と、いまなお心理学的な意味で「同型」(isomorphy)であることが、ぼくたちにも分かるでしょう。

その上、明治政府は、自由民権運動の中樞を麻痺させるために、策略を用いて自由党の分裂をはかり、「政党ノ時代」の終息をはやめます。これも、明治青年の現実を規定する有力な要因になっていくので、目を通しておきましょう。

板垣退助が岐阜で刺客に襲われたのは、明治一五（一八八二）年でした。さすがの板垣も、この事件以後、じつは元気がなくなり、傷が治ると、盟友後藤象二郎に動かされて外遊を思い立ちます。しかし、板垣外遊の話がたわろにつれて、資金の出所に関する疑惑が広がり、改進黨系の「東京横浜毎日新聞」は、この外遊を政府の術中におちいるものと非難し（九月九日）、自由党の内部でも、馬場辰猪や大石正巳らが総理の外遊反対を決議する（同月一七日）という険悪な事態が生まれます。

しかし、これは当然ですね。政府がこの年の六月に集会条例を改正して、自由民権運動への弾圧を強めた直後だといふのに、自由党の総理が、事もあろうに外遊するのですから、疑うな、というほうが無理なくらいです。本当は、井上馨が人を介して三井から受けとった洋銀の一部を外遊費としてひそかに後藤象二郎に渡していたのです。

一方、苦境に立った自由党は、改進黨の非難にはこたえず、改進黨と三菱との関係を攻撃して「偽党撲滅」の主張（一〇月二四日 自由新聞）を展開し、両党は期せずして泥仕合にはいるのですが、この経過をつぶさに知りながら、板垣退助は党内・党間の葛藤を避けるように、横浜からパリに向かって出港してしまいます。（二月一日）

フランスへ着くと、翌年の春、当時八一才のヴィクトル・ユーゴーに会い、自由民権の先達としての彼に、日頃の敬意を表わし、教えを請います。彼も板垣の刺客事件を知っていて、「大盤石のような障碍が横たわっていても、あなたが進もうと欲する精神さえ持ち続けるならば、大盤石は必ずあなたが切り込むスキを見せてくるものです。」と励ましをあたえ、「日本ではいま、人民を感動させるような欧米自由主義の政治論や伝記小説の類を新聞に続々と掲載することが、恐らく急務なのだろうと思います。」と懇切な情勢判断を板垣にしめています。しかもこれは、現に日本の政府が「人民」に向かって、日本主義と古典的進化論を振りかざした矢先の発言ですから、当時の外国人としては、やはり的確でせいっぱいの忠告だったのではないのでしょうか。

「板垣は、ユーゴーの言に大いに感激した」と柳田泉はいいいます。もしかしたら、この時板垣は、ちょうど「育英学舎」の窓に寄って「自由の凱歌」に耳をすませた少年たちの感動と同じような感動が、全国にひろがる日を想って

勇気をとりのどしたかも知れません。根が正直な彼は、滞欧中に、政治法律、歴史伝記関係の著書はもちろん、克明に政治小説の類を集めて、明治一六（一八八三）年六月に帰朝します。そして、これらの政治小説を宮崎夢柳その他に読ませて、いいものを選び「自由新聞」その他自派の機関紙・誌にいくつも訳載させました。

けれども、彼の留守中に、日本の自由民権運動はすでに「激化」の段階にあつて、とても政治小説を歓迎する雰囲気ではなくなっています。とくに、福島事件以後、明治一六年にはいると、自由党の中に暗殺やテロによつて弾圧に對抗しようとする傾向が生まれ、翌一七（一八八四）年五月の群馬事件では、自由党員が負債農民を動員して武装蜂起をおこします。さらに同年九月の加波山事件では、二、三〇人ともいわれる少数壮士が、焦燥のあまり、「爆裂彈」を用意して政府転覆の^三挙兵^{ひび}にはしります。

その中のひとり、河野広躰は公判でこう陳述しました。「内閣諸公ノナストコロヲ見ルニ」「政社ヲ禁ジ言論ヲ拘束シ志士ヲ虐遇スル（虐待する）等、暴乱至ラザルナキ有様デアリマス。」そこで不幸なことだけでもわれわれは、天賦の自由権利を保護するために、また、国家に対する人民の義務として、ついに武器をとつて「起ツノ止ムヲ得ザルニ至リマシタ。」けれども僅か少数の人の力で政体を改革するということは最も至難なことです。それ故、私どもは「天下ヲ動カスベキ大運動ヲナスノ機運ヲ造リ出スタメニ、ココニ一身ヲ捨テテ小運動ヲ試ムルニ至ツタノデゴザリマス」

しかし、「天賦ノ自由権利」を守るためには、個々の権利主体が、三千五百万人いれば、三千五百万人が、みんなで与えられた権利を日常的に行使することが必要でした。確かに「暴乱至ラザルナキ」内閣のもつて、「勞力社会」のみんなが参加する共同行動を組織することは「最モ至難ノコト」だったでしょう。しかし、それを「大運動」にすること以外に、この時も、政体改革の道はなかつたはずで

これは、洋の東西を問わぬ「民権論」の真理なのですが、「過激派」はその「大運動」を放置して、もっぱら「小運動」ばかり仕掛けていたのですから、帰国後の板垣は、いつそう党内をまとめる自信を失つてしまいます。しかも、「激化」は弾圧の激化をまねくだけでした。とうとう彼は、自分の提案で明治一七（一八八四）年一〇月、自由党を解党してしまいます。

こうして、自由民権運動の中樞が崩壊すると、政府は既定方針どおり、言論から集会、報道、教育にいたるすべての領域にわたって、国民の関与を締めだし、天皇主権の体制を固めていきます。そして、ここから、青年の間に、集まっても民権を語らない風潮が生まれ、そのために彼らがとかく無愛想、小利口と批判される時代がやってきます。しかし、この時期の青年たちは、その反面で、しきりに「親睦」をはかるようになり、やがてその交流を通じて、交流の中にあるべくしてないものを見いだします。先廻りしていえば、この「不在の意識」から、さらに近代的自我の発見が促されるのだ、とぼくはおもうのですが、ここでは、おおまかに以上のような見通しを立て、まず、中江兆民から、近代的なコミュニケーションの元型について学んでおきましょう。

自由民権運動は、見てきたように、「敗北」しました。けれども、その敗北の中で秀でた頭脳が「邦国」のために残してくれた知恵だけは、大いに受継ぎたいと思うからです。

改進黨と自由党が「泥仕合」におちいる少し前の七月一日に、中江兆民は、情勢を予見していたのでしうか、「自由新聞」に「政党ノ論」を書き、「政治ノ党派」も「學術ノ党派」と同じように、「真理ヲ索ムル者」でなければならぬと指摘していました。

スチュアートミル云へり真理ハ衆説相抵激スルノ間ヨリ発スト、又云へり諸説大抵皆一片ノ真理ヲ包含ス、故ニ必ズ相討論琢磨スルニ非ザレバ以テ完全ノ真理ヲ求ム可ラズト

つまり、真理はたくさんの説のぶつかり合いから生まれる。どの説も一面の真理を含んでいるから、必ずたがいに討論して、その説を磨き合うのでなければ、完全な真理にたつすることはできない。——人は士君子たる以上、自分が真理だと思うところがあれば、必ずそれを他者にしめして同意を求め、一つの党派を構える努力を傾ける。そして一党を構立すると、「必ズ他党ト相抵敵シテ以テ己レノ説ノ勝ツコト」を求めるようになるが、しかし、これはひたむきに真理をめざす人間の本性に由来する「己ムヲ得ザル」傾向であるから、これを「自然ノ党派」といおう、といえます。

是ニ知ル、自然ノ党派ハ其目的トスル所ハ党派ヲ重ンズルニ在ラズシテ真理ヲ重ンズルニ在リ、己ニ真理ヲ重ン

ズルトキハ苟モ一朝己レノ党中非ナル所有リテ、他人党中是ナル所有ルヲ覺ルトキハ幡然志ヲ改メテ之ニ從フテ少
モ心ニ介スル所無シ

自然の党派は、党派を重んじるではなく、真理を目的とする党派であるから、他党の主張の中に正しい側面を発見した場合には、なるほどそうか、と素直に自党の考えを改めることができる。——そして、この党派のやるように、人びとが真理を探索し、「其他ヲ顧ミザルトキハ」、わが国の文物の進歩は「得テ期ス可キ」である。けれども、逆に「邦国」の中に自然の党派が影も形もないようでは、とても将来の進歩は望めない。したがって、「自然ノ党派ハ邦国ニ於テ必ず欠ク可ラ」ざるものである、と兆民は論じます。

これに対して、彼は、「真理ヲ求ムル」のではなく、なんとか政権にすがりつきたいという「私慾」によつて党を組む、政府に取り入つたり、世論の鼻息をうかがつて進退をきめる不見識な党派を「私意ノ党派」と呼びました。この種の党派は、正しい認識が国民の間にひろがるのを恐れて、「他党ノ唱フル所或ハ真理ヲ有スルヲ覺ルモ」、かえつて、その党が勢力を得ることを心配し、「百方策をめぐらして、その説の評判をおとし、「己レノ説」の人気をつり上げようとむきになるのです。今日もほくたちはこういう政党をよく見かけますが、兆民は、この文章の中で、「私意ノ党派ハ其害極テ大ナリ」と断じています。

しかし、明治一五年以降の現実には、この意味の「自然ノ党派」が日本にはまだなかったことを証明してしまふわけですが、それにもかかわらず、「政党ノ時代」の危機に際して、彼がこのように、今日のほくたちの語り合いにも役立つ論理を構想し得たという事実は貴重ですし、同時に、これは兆民がルソーの単なる紹介学者ではなかったことを示す証拠です。

彼は、この時、自由党と改進黨との共同行動に期待をかけ、そのために必要な条件を論じているのですが、集団と集団、個人と個人との語り合いを実らせる条件もこれと同じです。ほくたちがダベリングとは区別された意味で語り合い、そこから新しく何かを発見していくためには、相手とフェイス・トゥ・フェイスに向き合う場をつくることはもちろんですが、気持ちの上では、お互いが肩と肩を並べて、同じ方向に視線をのぼし、恰かも、その平行線が交わ

るところに、真理^{マコト}をおいて見つめるような関係に立つことが必要です。逆にそういう関係にあることが確認できれば、ぼくたちは誰とでも、私意^{シイ}を抜きにして協力できるし、その協力によって主体性を失うのではなく、かえって、他者の補助を介して、それを育てることができません。

当時、自由党に山際七司という有力なメンバーがいました。彼は明治一三（一八八〇）年の段階で、すでにこの論理を身につけていた、とぼくは思います。新潟県の県会議員であった山際（当時三〇才）は、桜井静という、これは国会開設運動期の風雲児ですが、この人の「懇望案」に賛成して、県下に国会開設を懇請する協議会（同志会）をつくろうと呼びかけます。ところが、この間に桜井の「千葉県会議長」の名はウンであることなどが報道され、山際は反対に、「一面識ナキ桜井某ニ同意シ去就進退ヲ共ニスル」不見識を問われる始末になってしまいます。ぼくが紹介したいのは、これに対して山際が再提案した文章の中のつぎの一節です。

余輩^{われら}ヨリ桜井某ト一面ノ識ナシト雖モ唯同氏ガ百折不撓ノ（重なる困難に屈しない）愛国心則国会開設懇望ノ精神ニ左袒セシニシテ（賛成したのであつて）必ラスシモ桜井氏ト去就進退ヲ同フスルノ主旨ニ非ス

こういって、彼は国会開設が「本邦焦眉ノ急務」である理由を説き、自分としてはなによりも、「我県下有志諸君ノ協同会」を設けて腹案の六項について議論をし、さらに来会諸君の「卓説高論」をとり、みんなの意見の帰するところに従って、県下の方向を確定し、その上で、委員を東京に派遣するつもりであると訴えています。つまり、山際は桜井某とはもとより一面識もないけれども、でもその行文にあふれる愛国心から推して目標を共有できる人だ、と思つて賛成したのであつて、だからといつてすぐに彼の言いなりになるのではなく、まず自分たち自身が県下で権利主体として共同するコミュニティを発足させ、そのフォーラムの議論を背景にして全国の課題にとりくもう、といつているのです。これはすでに、「分」や「肩書」から抜け出した市民としての結合の論理でした。

さらに自由党は演説会のあとの懇親会や学習結社の討論会、地域々々の親睦会によって、そのフォーラムを社会の多数者の間にひろげる努力を続けます。

明治一七（一八八四）年といえば、自由党解党の年ですが、その夏、ギリギリの状況の中でお、岡山の自由党员は夕暮の旭川で「自由運動会」を催し、百余名の若ものを河原に集めて「旗奪の戯」（旗とり合戦）をやっています。

そこへ川上から「自由親睦会」と書いた旗と高張提灯を掲げる七艘の遊船が下って来て交歓したので、「旭川」はにわか「盛宴」の賑わいを呈するのですが、見ると七艘のうち一艘には、「岡山女子懇親会」と、景山英子の率いる「蒸紅学舎」の生徒たち、合わせて二六、七人の女性が乗り込んでいて、民権大津絵、民権教え唄などの歌声を月琴にのせて川面に流し、会員の耳を楽しませています。

こういふふうには、船こそ別仕立てだけれども、「酒宴」ではなく、公共のフィールドで男女の集団が歓びを分かち合うということは、当時はまだ稀にみる「壮挙」だったと思います。新聞「自由燈」(八月一四日)がこの記事を「ヒヤヒヤ」ではじめているのはそのためでしょう。

今や興たけなわという頃、黨員が一人、船の甲板に立って「殺氣凛烈人をして慄然たらしむ」ような演説をはじめると、「水上是れ無政府の心易さ」に乗じて、「悲壯激越」なる演説が続々と試みられ、女子では、景山英子につづいて、蒸紅学舎の一一才になる生徒が、「谷の戸出る鶯の初音よりまだやさしげな妙音」で、「：岡山の一女子たるの本分だけは尽さんと存じます」とけなげにいうので、一同舷を叩いて喝采する場面もありました。

この「盛宴」は、突然、水に潜んでいた警官が「海坊主の如く現はれて」会に中止解散を命ずるといふハプニングで幕になります(福田英子「妾の半生涯」)。いいかえれば、自由黨員はもう地上では、まともに「懇親」する場を失っていたのです。悲壯な演説はすでに心情的な「激化」の表出です。それでも彼らは、残された条件を拾い集めるようにして、権利主体の相互作用を組織し、そこに歴史の未来を托したのだと思います。

事実、植木枝盛は、翌一八年、「貧民論」の中で、「貧民の世に処するには、第一に結合ということを務めざるべからず」といいます。

その職業の種類に由って、大工は大工同士、土方は土方同士、車挽は車挽(ひきまわ)同士、火消は火消(ひき)同士というように、仲間仲間の集会を催おし、互いに相談約束をして、他のために不利益の仕方を蒙らざることを謀る「ようにすすめ」、「ことに自ら自由権利を尊重し」、「わずかのまにも「同権の一事を胸中より放さざるようになし、少しでもこれに触ることあればいやしくも見逃しにせざるようにすべし」(傍点筆者)

と書いています。義務とは権利の侵害に抵抗することだ、というイエーリング(「権利のための闘争」と論旨は同

じです。いいかえれば、彼は、いかに「卑屈の病に染む」貧民といえども、フォーラムの中の相談型コミュニケーションを通じて、必ず「自己」の中に「他者」の励ましの声をきき、したがって、権利のための自己とのかかわりを持続的なものに行うことができるのだ、という見通しを立てていました。

しかし、現実の展開はジクザクです。政府の理不尽な弾圧に屈して、とうとう人びとは民権を語らなくなっています。ふたたび、「書生氣質」をみましょう。坪内逍遙が、学生たちに対する「集会条例」改正の効果をこんなふう

に書き残しているからです。第一六回で、倉瀬は一人前の弁護士になった守山の事務所をたずね、彼とつぎのような「面談」をしています。

「……此頃は学校の景況は如何です。なんだか風評に因ると、撃剣が大變流行だといふじゃアないか。」「ア、学校の氣風は、君の在校の時分から見ると、實に一大變動を経過したヨ。例の校長の論告以來は、政談はめつきり衰頹したが、腕力はよっぽど盛んになった。随つて……」「ナニさ兎角龍暴りゆうぼうに流れて。」「それを受けて守山は、……一利あれば一害あり歟。東京大学にならつて Don't face (競舟) でもはじめればいい。さうすりやア餘程違つだらう。人に情慾のある限は、何か洩す道が無くては不可ない。」と大人びた意見を倉瀬にかえます。

この校長は、地方長官に演説禁止権が与えられると、それがまだ行使されないうちに、早ばやと学生に「諭告」して、政談をやめさせてしまったようです。もつと学者らしく、毅然と真理の側に立つていたら、こんなに能率よく弾圧の手助けをしなくてもよかつたはずです。

それはそれとして、ここで守山は、政談の衰頹を「一利」にかぞえ、氣合いかかつた撃剣の流行に、人の「情慾」を持ち出して説明したつもりになっていますが、ここには、この小説を書いた逍遙自身が、当時の東大で吸収した加藤弘之流のダーウィニズムの教養が顔を出しているのです。ほくたちはやはりこの「腕力」は、「自然ノ党派」との接点を失い、やつと芽をふいた民権が国会開設を前にして、一つ一つ摘みとられていく政治状況を、ただ見ていな

ればなかつた若ものたちの、苛立ちの表現だつたと思います。明るい陽の光をくぐつて川風を切るボートレースは、この心境にそぐわないではありませんか。

しかし、その反面に、倉瀬のような傍観者がたくさんいたことも事実です。そしてやがて憤懣がおさまると、「腕力派」もいつしか「傍観派」と合流して区別がつかなくなりまゝです。けれどもこの時期の学生は、まだ「政党ノ時代」が残っていた「親睦」の喜びをもとめていて、なかなか行動的でした。つぎの例を見てください。

明治一六（一八八三）年のことです。東京府下の「学校生徒」は、めいめいのキャンパスから繰り出し、神田明神の境内に集まつて、万世橋から隅田川をさかのぼる「舟遊親睦会」を催しています。そのころ「大川」は川幅が今より広く、櫂のしずくも玉と散る清流でした。

「大河の春風に紅白青紫の旗幟を翻し、或は白旗に杜快なる語を書して舷頭に押し立て、大船小舟三十双ばかり列をなして、喇叭の声、太鼓の音、轟然空に響き、屋島壇の浦の舟軍もかくありしかと思わるるほど」なので、兩岸も橋の上も男女の見物でぎっしり、「船中一千有余の少年は、皆赤きてぬぐいを被り、意気凜然として上流に遡る」と、言問橋の東詰あたりから上陸して、秋葉神社近くの畑地に集まり、綱引、角力、球取のあと、「紅白の両隊を分け」て旗奪り合戦をやり、場所を木母寺にあらためて「蕪冠むくわんを開き糧食を分かち、咄嗟の内に数樽を傾倒して、大いに余勇を示」すのです。帰りは午後五時、「各舟数十の球燈を連ね」「舷を敲いて放歌大呼」して万世橋まで引揚げます。（明治一六年四月二四日 朝野）

すごく元気がいいですね。しかし、岡山の旭川の「納涼会」と比べてください。警官の見守るなかで、この舟遊会が成功したのは、途中、一度も演説するものがないなかつたからでしょう。帰り舟の「放歌大呼」が民権数え唄でなかつたことも確かです。いいかえれば、この日大川端で盛んに交流し、大いに元気をディスプレイした学生たちは、すでに「結合の権利」を貴重な代価として払っていたのです。後にみる「交際」の流行もこの系譜にぞくするものであることは見逃さないようにしましょう。

同じ年の一月には、東大で不思議な暴力事件が起きています。その日は、大学で前学年卒業の学士の学位授与式が行われる当日だったので、寄宿舎にいる学生・生徒は、遠足する予定になっていたので、午前から外出したも

のが多く、午後二時の式場に参列したものは、医学部以外では非常に少なかったというのです。ところが午後五時頃、はつぽつ帰舎してきた学生の中に大酔していたものがあり、突然、寄宿舎の廊下や食堂で暴行をはじめ、これがきっかけになって一時は「よほどの騒擾」をかもします。

事件後、当然、原因調査がありますが、従来夜間行われていた学位授与式が昼間にかわったことに不平をいだくものがいたのだとか、寄宿舎の廊下の改装工事の主旨が誤解されたりしいとか、「かつ近来少年輩の間に在りては、しきりに士気を復し、元気を振作する等の議論起るに及び、或いは少しく粗暴の挙も、元気振作のためには苦しがるまじと心得違ひせし者もこれあるやの由にて」、いくら調べても、これという原因の分からないまま、結局、「百四十五人」が退学を命ぜられて一件落着になっています。(明治一六年一月五日 東京日日)

ここでは、奮いおこされた元気が、かえってエリートたちを乱衆(モブ)にかえています。「少年輩」にとつて必要なのは、丸裸の元気ではなく、目標を共有できる仲間であることが、これでも分かるでしょう。それがないたために、「自我」はとても不安定だったのです。

なによりも、時代精神が不透明でした。この翌年の新聞にも「学生親睦会」の記事が出ていたので、あたってみましょう。(明治一七年四月一五日 朝野)

この時は「総委員」「区部委員」の小旗が見えているので、このインター・カレッジの親睦会も少し組織化されてきたことが分かります。例によって神田明神に集まると、ラッパ、法螺貝を合図に、陣笠、編笠、赤手拭をかぶった思い思いの扮装で歩き出し、上野公園から広徳寺を通り、吾妻橋を渡って向島弘福寺の会場に着き、角力、旗奪りや奮戦のあと、所も同じ木母寺で酒樽をあげます。それから酔漢をしたがえて、秋葉社、三囲社を経て、再び吾妻橋をわたり、万世橋あるいは日本橋での解散は午後八時ごろだったというのです。

ところが、前年の「舟遊会」とちがって、この日は、かなり大酔して巡査に抵抗し、一時分署へ拘引されるものが出る始末で、親睦に快を極めた若もののカラツとした感じが読みとれません。

明治一七年四月。これは群馬事件の直前です。そういえば、一行の中の「俵を背負い、袴の裾を高くとり草鞋を履いた扮装は、貧しい農民のデモを暗示し、「張り子の生首」を旗と馬印(図3)にして押し歩く「激烈なる気色」の

一隊は、テロリストの蛮勇を誇示していたのかも知れません。とくに、気になるのは、勢揃いの意気高い旗やのぼりの文句です。——「自由の血祭」「自由の仕入」「魁」「勇気動天地」「地獄征伐」「北方」等。なかでも「自由の血祭」「自由の仕入」の意味は？……しかし、この並置によって「自由」が一つのアンビヴァレンス (ambivalence) にかえられていることは、ぼくたちにも分かります。それを春風になびかせながら、ものいわぬ学生たちは、恐らく自由民権運動の凋落と激化に対する戸惑いを端的に表明していたのだらうと思います。

六 「文三」のためいき

ぼくたちは東大で寄宿生が士気・元氣について議論していたことを知っています。いいかえれば、そのころ、学生たちは、お互いの眼に、どこか冷淡で無氣力に映っていたのです。そしてそのあとの乱衆行動は、その無氣力の原因がちょっとした暗示にもひっかかるほどの相互の「孤立」にあったことを示していました。

一方、私学の学生たちは、民権こそ語らなかつたけれども、したがって、植木枝盛のいうような権利としての結合ではなかつたけれども、さまざまな工夫をめぐらして、事実上の結合の網目をひろげています。

そこで、視点を明治二〇（一八八七）年に移しましょう。徳富蘇峰は「新日本之青年」（明治二〇年公判）の付録に「つぎのような学生評をのせています。

「私は教育事務に精通した人に聞いたのだが、今日では、どこの学校でも学校としての体面と資格をそなえたものの校内では、殆どあの漢学塾の名物であった乱暴書生の姿がみられなくなつた。概して、今日の学生は、しばしば喧しい理屈を言うにもかかわらず、読書につとめ、学科の授業にも欠席せず、教師のエンマ帖の上の品行点には、百点以上の道徳家も少なくないうそである。」（意訳）

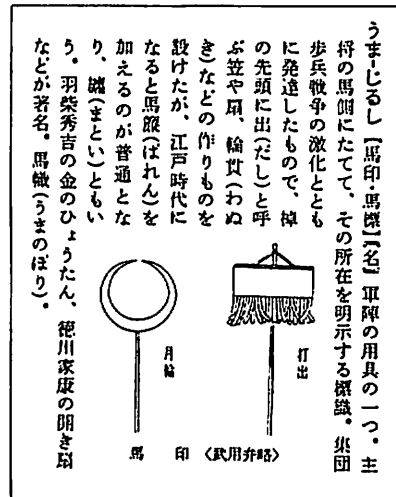


図 3

こういつて蘇峰は、学生たちに、もつとファイトをだせ、「活火」をもやせ、と励ますのですが、外から励まされて出す元気がろくな元気でないことは実証済みです。多くの表現を使えば、元氣というのは、自己とかわかる能動性です。しかし、その能動性を回復するためには、既述のように、自己の中に、自己の中の他者と語り合う相談のフォーラムを構築する必要があります。孤立して無気力になっている連中が、ほんとうの元氣をだせないのは、その「内心のフォーラム」が整っていないためです。そのために彼らは自分の責任で自分自身にかかわることができず、自己以外のなにかによつて生きる手を選ぶようになります。これが立身出世主義の心理だとぼくは思うのですが、しかし見方を変えれば、この生き方は学校の成績や社会的地位のために、自己が自己であることをやめる、自分を失う、ということではないでしょうか。

このタイプの典型が「浮雲」第一編・第六回（明治二〇年）にでているのでちよつと紹介しましょう。その名は「存知」、「本田昇」です。

兎はいふもの、昇は才子で、能く課長殿に事へる。此課長殿といふお方は、（中略）言は、自由主義の圧政家といふお方だから、哀れや属官の人々は御機嫌の取様に迷いてウロウロする中に、独り昇は迷つかぬ。まづ課長殿の身態声音はおろか、咳払いの様子から噓の仕方まで真似たものだ。や其また真似の巧な事といふものは、宛も其人が其処に居て云為するが如くでそつくり其儘、唯相違と言つては、課長殿は誰の前でもアハ、とお笑ひ遊ばすが、昇は人に依つてエへ、笑ひをする而已。

身振り声音から咳払い、くしゃみの仕方まで真似ることができたのは、本田昇の自己態度がすつかり受動的になっていたからです。

昇自身はそれを知らないのですが、「舞姫」（森鷗外）の「豊太郎」は、ドイツの大学の自由な風に当たつてその点に気づき、心の中の「まことの我」に立ちかえつて「所動的、器械的」な生き方から脱却しようとして決意し、官長に職を解かれ「公の助」を失つても帰国せず、敢えてエリスとの愛の生活をえらびます。けれども、その「自由」な生活の臨界状況で、友人相沢の援助があり、「我某省の官長」よりさらに上級の「天方大臣」の「命」をうけると、免官の身であるにもかかわらず、その手にすがり、殆ど「決断」の迂路を経ずに、これに服従してしまうのです。この

構造的な受動性は、本田昇のそれと同じですね。違うのは、豊太郎の場合、さすがエリート官員だけあって、その自己態度がみごとに分析されていることです。

「一月ばかり過ぎて、或る日伯は突然われに向ひて、『余は明旦、魯西亜に向ひて出発すべし。随ひて来べきか、』と問ふ。」これに対して、豊太郎は不意の打診に驚きながら、「いかで命に従はざらむ。」と答えます。「この答はいち早く決断して言ひしにあらす。余はおのれが信じて頼む心を生じたる人に、卒然もの問はれたるときは、咄嗟の間、その答の範圍を善くも量らず、直ちにうべなふことあり。さてうべなひし上にて、その為し難きに心づきて、強て當時の心虚なりしを掩ひ隠し、耐忍してこれを実行すること屢々なり」

こういうのを、權威主義的パーソナリティーというのでしょうか。彼はとつさに「はい」といつておいて、さて、これはたいへんなことを引き受けたものだ、と思つても、その時うつかりしていたことは心に秘めて耐えしのび、むしろ自己を空しくして命令を履行することが多い、と内省しているのです。

作品「舞姫」のクライマックスは、ちようど明治二十一年の冬から翌年の春でした。結局、豊太郎にとって、愛と自由は真実どころか一つの仮象にすぎなかつたわけですが、この悲劇の原因は、豊太郎の「我」が命令型コミュニケーションの中で育てられてきたために、内面に「公会」をもたず、従つて自律的に自己とかわる積極性に欠けていたことです。

つぎは、さつき言つた「事実上の結合」ですが、それをここで「交際」と置きかえることにします。どんな有様だったでしょう。内田魯庵によると、「浮雲」のお勢のモデルは、当時二葉亭の家から遠からぬところにあつた女世帯の主人です。彼女は「女書生上り」で男とばかり交際しています。

少とばかり西洋の本を囓つて聊か趣味を解していたのと、極コーケットの飛上りで洋服でも着やうといふ質だから所謂新時代の青年が多数出入してゐた。毎晩十二時ごろまでキヤツキヤツといふ騒ぎだ。其頃は男女交際が流行した抑々の初めで、□□會、△△倶楽部などといふ男女交際を目的とした團體があつた。此女は何處へでも顔を出して随分顔が賣れてゐたもんだ。

この証言のとおりならば、ちょうど、明治二〇年前後は若ものの中に、男女交際が流行した。「そもそものはじめ」でした。きっと男たちは、女性——女書生たちが本を読むだけでなく、体操やスポーツをこなして日に日に「動止活澁」になる姿を見て目を瞠ったことでしょう。つぎの、「求婚広告」には、そういう女性への彼らのあこがれがかなり率直に出ています。(明治二〇年二月八日 時事)

求婚の女子は左の性格を有するを要す○基督新教を奉ずる者○普通の教育を受け英学を修めし者○姿容優にして丈高く身体強壯にして動止活澁なる者○馬に乗り得る者但し未だ乗り得ざる者と雖ども結婚後乗馬するの勇氣ある者○家格の高下と資産の有無とを問わず年齢十五才以上二十五才以下にして初婚の者

プロテスタントがいいとありますから、この求婚者はハイカラの部類です。家柄や財産でなく、「人」を求めている気持にも好感がもてるでしょう。

ところが、この広告の主は「奏任官五等」で上給俸を受ける「官員さん」なのですが、どういうわけか、負債がある、と正直に自己紹介しています。「但し償却の方法確定せり。」そして、たとい、現職をやめなければならぬ事態になっても、独立生計の見込みがあり、しかもそれが成りたたなくなつた時には、「離婚の請求を許す」と配慮は周到です。「年令二十九才三月にして再婚、子あれども他家に養はる」といいますから、やはりなにか問題を起した男なのでしょう。しかし、「○和漢学の素あり、且つ英学を修め翻訳を為し能う○身体強壯にして敢て活澁なれども酒と煙草は一切用いず」と相当元氣なところを見せています。

しかし、「広告」の最後に、彼はこんな注を入れました。——「男女同権は固より許す所、彼の東洋風待遇の如きは敢て為さざるを誓う」。つまり、この人は「離婚の請求」にしても「男女同権」にしても、男性が女性に「許す」もの、と思つてゐるらしいのです。彼は、和・漢・英の学を修め、翻訳も出来ると自称し、結婚相手には乗馬を楽しんで欲しいという新しい青年なのですが、それでも「天賦人權」の意味は分かつていません。この誤解が、市民的な共同行動の欠如からきていたことは、もう、いうまでもないでしょう。

それはそれとして、この頃人びとの「交際」は時代の流行にのつていて、若い層だけでなく、もつと年輩者も気軽にいろいろな団体へ「顔を出す」ようになっていました。「浮雲」第一編・第四回でお政はこんなことをいっています。

「それぞれその親睦会が有るから一所に往かうッてお浜さんが勧めきるんサ。私は新富座か二丁目なら兎も角も様な珍木会とか親睦会とかいふ者なんざア（中略）：ウーイプー：お勢が往度といふもんだから仕様事なしのお交際で往て見たがネ、思ッたよりはサ。私はまた親睦会といふから大方演じゆつ会のやうな種のもんかしらとおもつたら、なアに矢張品の好い寄席だネ。此度文さんも往ッて御覧な、木戸は五十錢だヨ。」

これは、文脈から見ても、会費制のファンクラブのようなものらしいのですが、親睦会というから演説会の類かと思つた、というところが面白いでしょう。もう親睦会は、ここでもあの演説会から切り離されてひとり歩きしていたのです。

こうして人びとは「面識」をふやし、従来の性や階層のカベを抜けて対人関係が枝分かれしていく楽しみを分かち合いながら、しだいに、時代の苦悩を忘れ去るかのように見えました。しかし、はたして、それだけでいいのだろうか、と二葉亭は問いかけます。むしろ、自問自答を繰り返かえした、といったほうがいいでしょうか。彼の「人生問題」は「浮雲」の「文三」が試みたように、要するに、自・他の相互媒介を通じて、自己の存在を問いつめることだつた、と思います。

蘇峰の「新日本之青年」を読んで感激していた二葉亭は、明治二〇年八月、それこそ一面識もない彼を訪問します。蘇峰のこの著書は、日本の進路に新しい光を投げかけた大文章のようにいわれていたのですが、「諸君ハ之ヲ日本ノ小時勢ヨリシテハ、不幸ノ場合ニ在」るけれども、世界の大神勢から見れば、幸福の場合にある。停滞は進歩と戦うことはできないのだから、「吾人ハ諸君ト共ニ此ノ第十九世紀宇内文明ノ大氣運ニ頼テ我国ノ時勢ヲ一変シ、以テ知識世界第二革命ヲ成就セント欲ス」と論じ、「世界文明ノ大氣運」に当面して、もし心配なことがあるとすれば、それは日本の青年に自立と進取と「自カラ運動スル」「猛志勇断」のないことである、という主旨なのです。

二葉亭の問題意識とはちよつと、ものさしが合わない感じですね。蘇峰は第十九世紀世界文明の「大氣運」を定立して、青年に「自立」を促すのですが、これは形をかえた命令ではないでしょうか。一方、二葉亭の考える「自立」とは、青年が自己の中の仲間によつて——と励まし合つて、自己とかわる能動性です。そして誰よりもその「不在」に気づいていた四迷は、問題を、知識世界の第二革命という形而上学に置きかえてしまふ蘇峰の不誠実に、ほんとう

はがまんできなかつたはずです。しかし蘇峰（当時二五才）はついに四迷（当時二四才）を理解できず、四迷は蘇峰に失望します。最後に四迷から蘇峰宛に、

：イヤイヤ晩く先生に知られんは早く知られる愉快に如かず。先生の自らレコグナイズするを待つは、自ら進んでレコメンドするの壮快なるに如かず。嗚呼先生小生は正直なる人間にならんと欲するものに御座候。

という手紙が送られているところを見ると、どうやらこの「交際」は失敗でした。ほくは、「浮雲」は四迷が明治二〇年当時の若ものの「未分化」な自我を克明に描写した記念碑的作品であつた、と思ひます。

少し中をのぞいてみましょう。文三はお勢を買いかぶつています。そして、昇はどうてい文三の友ではありません。

文三の眼より見る時はお勢は所謂女愛の萌芽だ、見識も高尚で氣韻も高く、洒々落落々として愛すべく敬ぶべき少女であつて見れば：昇如き彼様な卑屈な軽薄な犬畜生にも劣つた奴に、怪我にも迷ふ筈はない。（第八回）

一方、移り気でハデなお勢は、文三に「学問」があることはうれしいのですが、それにしても、文三がなぜものうげに毎日考え込んでいるのか、その点へくると分からなくなるのです。

寐入つたのかと思へば然うでもなく、眼はパッチリ視開いてゐる、其癖静まり返つてゐて身動きをもしない。頓て、

「何故ア、不活澁だらう。」

ト口へ出して考えてフト両足を踏延ばして莞然笑ひ、狼狽て、起揚つて枕頭の洋燈を吹消して仕舞ひ、枕に就いて二三度臥反りを打つたかと思ふと間も無くスヤスヤと寐入つた（第八回）

しかし、文三のほうはお勢の可能性を信じています。——あれだけの少女なのだから、相談をかけてみよう、きつとお勢は文三を励ますに違ひない、と思つています。

：文三は内心の内心では尚ほまだお勢に於て心変りするなど云ふ其様な水臭い事は無いと信じてゐた。尚ほまだ相談を懸ければ文三の思ふ通りな事を云つて、文三を励ますに相違ないと信じてゐた。（第一一回）

Explanation（示談）、と肚を極めてみると、大きに胸が透いた。己れの打解けた心で推測するゆゑ、左程に難事

とも思へない。も^ウ些^シしの辛抱、と、哀む可し、文三は眠らでも知らず夢を見てゐた。(第十五回)

コミュニケーションという日常語がまだなかった時代に、エクスプラネーションを「示談」と訳し、それを「話し合い」とよませる工夫は、さすが四迷ですね。

さて、文三はお勢にも「考える」ことのできる人になってもらいたいのです。「考える」ということは、文三がよくやるように、「内心」の自問自答です。これを個体内コミュニケーションといきましょう。それが「夢を見る」ことにならず、主体的な行為を導くかどうかは、自分の外部の他者(諸他)との「話し合い」「相談」の質・在り方にかかっています。

ほくたちは他者と話し合つて、共通の課題をさぐりあて、どうかかわるか、を前にして、自・他が対等な役割を担う関係に立つことを見出し、ミードのいうように、「自分自身に対して他者の態度をとる」ことを通じて、お互いの「内面」を育て合っています。いいかえれば、個体内コミュニケーションは個体間コミュニケーションの内面的な持続です。

その目でいまの引用をもう一度読んでください。この時、文三はやがてお勢が彼女自身の中に文三との接点を求めるだろう、と信じています。じじつそれがなかったために、お勢にはまだ、自分自身が見えていないのです。けれども文三は、肚をきめて話し合えば、お勢にも役割が見えてきて、きっと文三を上げますに相違ない。しかも、その交流はお勢に、新しい一つの世界——「私の内界」を約束するはずだ、そう思っています。

かといつて、その文三のほうも、「内心の内心」にお勢との接点を包んでいるわけではないのです。従つて、あの「内面の対話」に入る事ができず、彼はひとりで、お勢のイメージだけをふくらませてしまっています。そこを、四迷はこの文脈で、「己れの打解けた心」といつたのでしよう。そのところで推測するから、逆にお勢は現実のお勢を宙乗りしていくらでも文三の思う通りに動き、お勢との対話さえ「左程に難事とも思へない」心境になるわけです。

文三の哀れむべき苦惱は、内面にフォーラムをもたずに、行為だけは主体的・人間的であろうとした矛盾から来ていました。そしてその苦惱が、お勢の目に見えなかったのは、文三の内面を了解すべき内面が、彼女の心の中でまだ分化していないからですが、その原因は再び彼と同じ客観的現実——対話不在——です。その結果、お勢は、今だに

およそ人を愛するということ、人に心を動かすということを知らないらしいのです。

：けれども、お勢は初めより文三の人と為りを知つてゐねば、よし多少文三に心を動かした如き形迹が有ばとて、それは真に心を動かしてゐたではなく、只ほんの一時感^か染^あれてゐたので有つたらう。(第一六回)

もし、「真に心を動かしていた」のなら、お勢のその心は文三の「人と為り」に媒介されているはずです。それを否定したこの筆致から推しても、この対人関係はやはり外面的(外接的)な水準に留まつていたことが分かります。

そのために、自己の内面で他者の声に接する喜びがなく、したがつて自分でも自分のことがよく分からず、お勢の課題——「自立」は遠のくばかりでした。

今の心の状を察するに、譬へば酒に酔つた如くで、気は暴^あれてゐても、心は妙に昧^{くら}んでゐるゆゑ、見る程の物聞く程の事が眼や耳やへ入つても底の認識までは届かず、皆中途で立消^{たちよ}をして仕舞ふであらう。また徒^ただ外界と縁遠くなつたのみならず、我内界とも疎^かくなつたやうで、我心ながら我心の心地はせず、始終何か本体の得知れぬ、一種不思議な力に誘^{いざ}はれて言動作息^{ごんどうさくそく}するから、我にも我が判然とは分るまい。(第十九回)

これに対して、文三はお勢を救おうという志がつるにもかかわらず、「其道を求めかね」て嘆息ばかりしています。「どうしたものだらう?」といふ間は日に幾度となく胸に浮ぶばかりで、答を得ず…遂にはまだどうしてといふ手順をも思附き得ぬうちに、早くもお勢を救ひ得た後の楽しい光景が眼前に隠^{かく}れ、払つても去らん事が度々有る。

(第一九回)

結局、文三にできることは、空想——行為ではなく、行為の結果の先取りにすぎません。これでは彼に「自立」を望むことも無理なようです。このあたりに作者は、当時の「交際」の心理的限界をみていたのだと思います。

「文三」とお勢の交流の中にあるべくしてなかつたもの、それは蘇峰のいう「小時勢」の「不幸」に草の根から立ち向かう権利主体としての姿勢ではなかつたでしようか。

ほくはその達成を、藤村の「破戒」(明治三九年)に出てくる「丑松」と「お志保」の中に見ているのですが、こは、とりあえず彼のつばやきだけ留めておきましょう。

「しかし、其が奈何した。」と丑松は豆島の間の細道へさしか、つた時、自分で自分を激励^{いっけい}ますやうに言つた。

「自分だって社会の一員だ。自分だって他と同じやうに生きて居る権利があるのだ。」

七 「丑松」の自己対面

「自我」といえば、デカルトの「われ思う (cogito) ゆえに (ergo) われ在り (sum)」を思い出す人が多いでしょう。デカルトは、こういつて、「われ」の存在証明をコギト(われ思う)にもとめたのです。

では、コギトとはなんでしょう。コギトもスムもラテン語の一人称、単数、現在の動詞なので、ほくたちの先輩は、それぞれ「われ思う」「われ在り」と訳したのですが、もともととは両方とも動詞ですから、いまかりに、「ゆえに」をはさんでいる両側の項から「われ」を消してみます。すると、この命題は「思う・ゆえに・あり」という簡単な形に直りますね。(なまじ「われ」がついているものですから、「思う」より前に、思う主体の「われ」がいるような気がして、せつかくの存在証明が循環論におちいってしまうのです。)

ここでは、これ以上デカルトを追わず、「思う・ゆえに・あり」のほうを手がかりにして、自由に考えることにしましょう。「思う」とは?…これは、考える、疑うにも通じる意識の「はたらき」です。つぎに「あり」とは?…いうまでもなく、これは「存在」する、という意味ですから、ほくたちはこの命題を——「われ」は、意識の「はたらき」ゆえに「存在」する、と言いかえることができます。

では、意識とはなんでしょう。意識は、いつも、なにか「について」の意識です。それは、「対象」なしにはたらく、ということがないので、「対象志向性」ともいわれますが、むしろ、対象の性質を映すはたらき・「反映活動」です。これによって、「外界」に対する「内界」が成立し、その内界に対象の「像」が結ばれると、そこに「在る」「見える」という経験が生じます。そして、ほくたちが「われ」とよぶ存在も、第一に、そういう対象の像の中の一つであることにかわりありません。

つまり、まず、「われ」がどこかに存在していて、その「われ」が思うのではなく、発生的には、「はたらき」としての意識のほうから、「われ」はその意識「ゆえに」ひろがる内界に、後から、意識の対象としてあらわれる「存在」

なのです。

そこでぼくたちは、自分が見えているこの内界を、サルトルにならって「コギト」ということにしましょう。このコギトは、「われ思う」ではなく、「われ・を・思う」心の内面のことだ、と思ってください。——さて、こう考えると、サルトルとともに、つぎのようにいうことができます。「われわれはコギトのなかに自分自身だけでなく、他者をも発見する」「しかも他者を自己」の存在条件として発見する。」

この意味については、もう説明しなくてもいいでしょう。「文三」の苦しみは、コギトの中に、「自己の存在条件」をついに発見できなかったことです。けれども、その目で、「丑松」の「内部の生命」を見直すと、そこには「文三」の時代にはまだなかった日本の近代的自我が確かに芽生えていたことが分かります。読んでみましょう。

瀬川丑松は未解放部落出身の小学校教員です。その出生の秘密が露見すればたちまち世間から「卑しい身分」だという理由だけで放逐されてしまいます。現にその目に遭った同族をまのあたりに見て、彼はあわてて下宿をかえました。だから決して告白するな、と戒めた父の言葉をあらためて思い出すのですが、同僚の銀之助はしきりに丑松の顔色がこのところ急に悪いようだとか心配してくれます。

さいわい、新しい下宿先の蓮華寺は、奥様も養女のお志保もみな心やさしく、職場では、校長がうらやむくらい丑松は教え子たちに慕われています。

一方、彼は解放運動の戦士・猪子蓮太郎を愛読し、その感化をうけて、「同じ人間であり乍ら、自分等ばかり其様に軽蔑される道理が無い、といふ烈しい意気込を持つやうに」なります。いつか丑松は彼の父にかわる。一般化された他者としての蓮太郎の声を内面に聞きながら、その力の力をかりて「自分で自分を激励しますやうに」言うのです。——「自分だって社会の一員だ。自分だって他と同じやうに生きて居る権利があるのだ。」

北村透谷は、須らく心の奥の秘宮を「照らかにすべし」「直うすべし」「公けならしむべし」(各人心宮内の秘宮)といいましたが、その要請にこたえる新しい変化が、いま、閉じ塞った丑松の内部にも起きようとしています。

けれども、彼の頭の中は、だからといってすぐには晴れそうにないようです。もう少し丑松の内面に回って見ましょう。彼は小学校で子供たちに慕われているだけでなく、お志保はもちろん、その父敬之進にも、蓮華寺の「奥様」に

も信頼されています。また、銀之助と彼とは師範学校時代からの無二の親友です。たとえば、敬之進は丑松に「世の中には、十年も交際（つづみ）っていて、それで毎時（じじょう）初対面のような気のする人も有るし、又、君のように、そんなに深い懇意な仲で無くても、こうして何もかも打明けて話したい人が有る。我輩がこんな話をするのは、実際、君より外に無い。——」などといひます。敬之進が言流んだその内容というのは、住職がお志保を相手にしようという嘘だと思ひえない話なのですが、奥様は奥様で同じ問題に悩みぬき、手紙を一本書いてくれ、と丑松の前で涙ぐむのです。——「他の人とは違って、貴方ですから、私もこんなことを御願ひするんです」

もちろん丑松は、すすんでこの人たちの信頼にこたえます。そこに少しも嘘はない。——とほくたちは思うのですが、丑松の側に立つて見ると、彼は自分がその信頼に値する人間ではないと思ひ込んでゐるので、こうして入り組んだ内面を整える力をかすにつけても、その行為に、親しい人をあざむくうしろめたさを感じて、かえつて自分を虐（さげ）んでしまひます。だから、せつかくの仲間と問題を分かち合つても、少しも自分の「効力感」が湧いてきません。それより一朝、素性があばかれれば、自分をめぐるすべての社会関係が失われる。それはもう、生きながら自分がいなくなる時だ。——そう思うから、言うに言われぬ哀傷（かなしみ）が身を襲うのです。

すでに、蓮太郎は、透谷がいったように、心の奥の秘宮を「公け」にして、ひとり社会と闘つてゐます。しかし丑松にはまだその勇氣がありません。ある日、思ひのあまり学校を休んで寝てゐると、銀之助が準教員をつれて見舞いがてら月給を届けてくれました。悪いことに彼らは、「学校の職員の中に一人新平民が隠れてゐる」そうだという「町の噂」を話題にして帰つていきます。丑松はさつそく「押入れの隅のところに隠して置いた」蓮太郎の著書を取り出し、積雪の往来を古本屋まで持つていつてひきとつてもらひます。そして「自分の為（ため）たことを考えながら」、もう哭きたい程の思ひに帰り、「先生、先生——許して下さい」となんども口の中で繰返えすけれども、「実はどうしていいか解ら」ず、羞じたり、畏れたりしながら、あてもなく寒さの中を歩くのでした。

丑松がどうしていいか解らなかつたのは、自分を隠そうとする自意識のために、実は自分が見えなくなつていたからです。反対に蓮太郎の行動力は、自分の「身分」を「公け」にし、いわば勇敢に他者の目をかりて、働きかけるべき自分自身の姿と「対面」してゐた結果です。やがて丑松も蓮太郎の航跡を追つて、しかし彼らしいや

り方で、自己と対面する方向へ歩みはじめます。

職員室で蓮太郎のことが大分やかましい議論になった時でした。丑松の内面の対話にとつて、蓮太郎はもう不可欠な「他者」になっています。ですから、文平が蓮太郎を「まあ、一種の狂人だ」と嘲ければ、丑松は「激して」「先生の主義」を代弁し、その主義を文平がいかに「下等人種」の起す「思想」だとやりこめれば、「僕は今まで、君もあの先生も、同じ人間だとばかり思っていた」と切りかえます。最後には、「噫、開花した高尚な人は、予め金牌を胸に掛ける積りで、教育事業などに従事している。野蠻な、下等人種の悲しさ、猪子先生などはそんな成功を夢にも見られない。はじめから野末の露と消える覚悟だ。死を決して人生の戦場の上つてゐるのだ。その慨然とした心意気は——ははははは、悲しいじゃないか、勇ましいじゃないか」と「上菌を顕して、大きく口を開いて、身を慄かせながら歔、咽くように」笑うのです。

銀之助は丑松の「鬱勃とした精神」の湧出に目をみはり、文平は輕蔑と憎悪の色をかきさず、一人の同僚を窓の方へさそつて、「瀬川君は最早すっかり自分で自分の秘密を自白したじゃないか」とささやいて聞かせます。確かにここで丑松は、蓮太郎を語るることによつて、自分を語らずに自分を語つたのですが、なお、この「対面」には、つよい斥力がはたらいていて、丑松の告白を阻んでいました。

その斥力はどうやら彼の内部に居るお志保からのものです。丑松の「心の奥」には、もう一人、お志保がいます。銀之助と宿直になったある日、彼は友を待つ間のうたたねの中で、お志保が宿直室にはいつてくる夢を見ました。——そして銀之助は丑松が独りで煩悶しているのは、彼の性分から推して、お志保に思いを語れないからだと考えています。だからその日も「少許打開けて話したらばどうだい。随分、友達として、力に成るということも有ろうじゃないか」と本気なのです。さらに、銀之助が周囲の「誤解」を訂正するつもりで、「まあ、君のことを新平民だろ？ なんて——実に途方も無いことを言う人も有れば有るものだ」といったとき、丑松はすぐに受けて「しかし、君、僕が新平民だとしたところで、一向差支は無いじゃないか」とこともなげに言うのですが、ふとそんな氣になったのもきつと相手がいつも同情の深い銀之助だったからでしょう。

銀之助は寝床の上で丑松が慄えているのも知らず、問題はただ愛のことだと思つて、彼の意中をただしておこ

と懸命になります。ついに丑松は「実はねえ——その人は最早死んで了ったんだよ」とこたえますが、これがふたたび自分で自分を欺くことばにすぎないことは、いよいよお志保が蓮華寺を出たつきり帰ってこないという話を奥様から聞く場面です。「この寺の方を見かえり見かえり急いで行くその有様を胸に描いて見た」ことでも分りますね。

丑松が告白にたじろぐ背景には、このお志保を失うこわさがひそんでいました。間もなく彼は、せめてあの先輩にだけは正直に自分のことを話そう、と思ひ着きます。しかしそう思つた後、饑渴に引かれて軒を潜つた饅頭屋の炉辺で、四五人の談話に聞き入りながら、彼はすでに——「告白」より前に、事実上、自分自身と対面する機会に恵まれています。そしてこの時、彼の前に面と向つて立つていたのは、ついに恋も名も奪われて「零落」し、なにも持たない人びとの中にいる一人の人間でした。——「船頭や、櫂曳や、まあ下等な労働者の口から出る言葉と溜息とは、始めてその意味が染々胸に徹えるような気がした。実際丑松の今の心地は、今日あつて明日を知らないその日暮しの人々と異なるところが無かつた」「人々は飲んだり食つたりして笑つた。丑松もまた一緒に成つて寂しそくに笑つたのである。」

ほんとうに久しぶりに彼は安心して人びとと同じ気持になることができました。そして、その時の自分こそ、丑松がかかわるべき、「これから将来」の自分の姿ではなかつたでしょうか。これは師範学校出身のエリート教員丑松にとつて思へば得難い経験でした。それでもなお、彼は誰かが捕えに来るような気がして、夜の籠の中を急ぐのです。

その時、蓮太郎が暴漢に襲われて死亡すると、その騒ぎの中で丑松は、蓮太郎の最期の有様をきき、その精神を思ひやつて自分の身に引比べ、初めて今までの「虚偽の生涯」に気がつきます。そして、「死んだ先輩に手を引かれて、新しい世界の方へ連れて行かれるような心地」になり、告白への勇気を掴みます。ついに彼は、「一新平民——先輩がそれだ——自分もまたそれで沢山だ」と言い切るのです。

こうして自己に「対面」してみると、「そこにいる」のは、意外なことに、「世間」から切り離されることにもはや少しもおびえない新しい自分でした。「どうせ最早今までの自分は死んだものだ」ということばの影のしたたかな存在感、この時、丑松の内面にあつた、今は亡き蓮太郎との、人間の絆によるものであり、一方では、あの炉辺の労働者のように、失うものをなにもたない貧しい人びとの中にて、いつも彼が懐く「接在感」と重なり合つていま

した。

さて、告白によって、人前で自分を羞じていた古い「身分観」から、丑松が解放されたことはもちろんです。彼は、「社会の一員」として、胸を張って生きていける空間が、同じ人間同士の交流の中に開けていることを再発見したのです。

ここから、彼の新しい生涯^{せいがい}がはじまるわけですが、しかし、ここで彼は、飯山を離れることとなります。最後に飯山を離れるにあたって、丑松が眼を輝かせてクラスの子どもたちに残した言葉を聞いてください。その時、教え子たちはこれにどう反応したでしょう。また、お志保は丑松をどう見ていたのでしょうか。――

告白の情景は気の毒で見えられないほどです。ついに丑松は、手を突いていた生徒の机から二歩三歩退却して「許して下さい」を言いながら板敷の上へ跪^{ひざまず}くのです。しかし、その時彼はことばを選び選び、囁んでふくめるように、こう言っています。――「ああ、仮令私は卑賤^{たひん}しい生れでも、すくなくとも皆さんが立派な思想^{かんがえ}を御持ちなさるよう

に、毎日それを心掛けて教えて上げた積りです。せめてその骨折に免じて、今日までのことは何卒許して下さい。」

この少し前のところで丑松は、問題の所在を子どもたちに伝える必要から、敢えて「素性」ということばも、その他の呼び名もつかっています。もともと、「卑しい生れ」などという「思想^{かんがえ}」は、封建制の民心分断政策の一環でした。丑松はそれにこだわらずにはいられなかつたわけですが、しかし、彼の身になって考えれば、これは「世間」から無理に押しつけられた自己の外面です。しかも、明け染めた内面の「秘宮」で、すでに彼は他者と同じ権利をもつ自己の実像に直面しています。この経験は、今度こそ本当に「鬱勃とした精神」を蘇えらせ、彼に自己の外面への長いこだわりを振り切る力を与えました。ですから、この日、丑松は堂々と生徒の前に臨んでいるのです。

「何卒許して下さい。」は、あなたの耳にもつらいでしょうが、そう言っただ詫びる彼と同じ彼の中に、ほくたちはあるつよさを感じます。むしろ、自分を積極的に肯定する態度といったらいいでしょうか。現にこの場で、丑松が求めているのは、何よりも教育者としての自分の「骨折」に対する子どもたちの素朴な評価です。しかも、その仕事を通じて子どもたちの間に根をはった人間関係が、やがて彼らの内面の世界で実を結ぶことに期待をかけながら。これは、本気で生徒とかかわり合っつて、その手ごたえを知るものでなければいけないことばです。しかも、そう言わせ

た丑松の達成感が、決して彼のひとりよがりでないことは子どもたちの反応によってすぐに明らかになります。彼らは放課後、何とか丑松を引止めようと、「相談の会」を開き、揃って校長に嘆願しよう、という提案に賛成するのです。「高等四年の生徒は教室に居残って、日頃慕っている教師の為に相談の会を開いた。未だ初心で、複雑^{こころもち}った社会^{あひま}のことは一向解らないものばかりの集合^{あつち}ではあるが、さすが正直な少年の心、鋭い神経に丑松の心情^{こころもち}を汲取^{くみと}って、何とかして引止める工夫をしたいと考えたのである。黙って視^みている時では無い、一同揃って校長のところへ嘆願^{たんがん}に行こう、とこう十六ばかりの級長が言出した。賛成の声が起る。『さあ、行かざあ』と農夫の子らしい生徒が叫んだ。」

この居残り風景もつよい印象をのこします。明治三九年（一九〇六）といえ、日本軍国主義の上昇期です。それを考えると、丑松がいかに格調の高い市民教育を志していたかが分かる、と思います。いったい、彼が雪道の人影にもおびえたのは、「自分だって社会の一員だ」と自分を励ましてみても、なお気持ちの奥には、その社会との断絶しか映っていないからです。けれども、丑松は「浮雲」の「文三」とちがって、現実には、自ら進んでお互いに「力に成る」対他関係を築いていました。そして、彼が「他と同じやうに生きて居る権利」をその権利の主体として受けとめることができたのは、——彼の内面で、いわば「権利」が概念から表象へ高まったのは——ほかならぬこの他者たちとの相互作用に包まれて、同じように生きてきたからでした。なによりも彼は優れた小学校教師です。生徒に教えながら、生徒に教えられ、絶えず自分自身をつくりかえてきた青年教師です。子どもたちは丑松によって成長し、丑松も子どもたちによって成長しました。お志保も丑松も、たがいに相手の内面を潜^{ひそ}めて自分自身をこえています。程度の差はあれ、「奥様」にしても、没落士族の敬^{うやまつ}の進^{すす}にしても、丑松の力を借りて生きる関係に立っていました。また、その丑松は、親友銀之助の細やかな心遣いのためにどれほど救われたか知れません。

したがって、丑松と相互媒介の關係にあった人びとの目から見ると、丑松は彼らの内面にとって、やはりかけがえない。他者^{たが}：だったのです。銀之助が丑松の閉じた心をなんとか蘇^{よみがえ}らせようと努力したのも、クラスの子どもたちが集^{あひま}会^{かい}をひらいて知恵をあつめたのもそのためでした。また、お志保にとつて丑松は、やさしい言葉こそ口に出さな

いけれども、同じ屋根の下に住んで、切ない境遇を見守^{まも}っていてくれる誰よりも可^{なつかし}憐^{しい}人です。だから丑松の告

白をきいても、冷静に彼女は、その「素性」を彼の「人間」から分離してみせませす。驚いたのはむしろ銀之助でした。

「——まあ、考えて見て下さい。唯あの男は素性が違うというだけでしょ。それで職業も、捨てなければならん、名譽も捨てなければならん——これ程残酷な話が有りましょか」

「しかし」とお志保は清しい眸を輝した。「父親さんや母親さんの血統がどんなで御座ましょと、それは瀬川さんの知ったことじゃ御座ますまい」

そういう彼女の心はすでに決まっています。問いつめる銀之助の前で、「私はもう其積りで居りますんですよ。」と耳の根元まで紅くして、けなげな愛を告白するのです。

八 「自己像」の図式

話をすすめましょう。丑松を例にして考えたように、私たちの自己形成の条件は、第一に、自・他の間に、権利主体として対等な人間関係が結ばれていることです。その「不在」が彼をどんなに苦しめたことか。

第二の条件は、植木枝盛や中江兆民が論じたように、私たちが現実には、一定の共同体をつくり、その成員としてさまざまな社会活動に参加すること。しかも、自・他がそのプロジェクトに対して、肩と肩を並べる関係に立って協力することです。第三に、その共同体が私たちの内面に取りこまれ、そこに一つの「対話のフォーラム」が生まれることです。ここは、いまいう自・他の接点を包むところですが、あとでまた説明します。——「どうしたものだろう」という「文三」のためいきは、これを求めて得られなかった苦しみが原因でした。

第四の条件は、自己課題を提起し、自分自身に働きかけて、いまの自分をこえること。これを「対自要求」と「対自関与」との上昇循環といましよう。あるいは自己相互作用の展開です。この作用を藤村は透谷にならって「内部の生命」とよんだのだ、と思います。

では、私たち自身の内観（内省）にたちもどって、以上四点の連関を整理してみましよう。

前に、私は、デカルトの「コギト」に言及して、あれは——「われ思う」ではなく、「われ・を・思う」の心の内面のことだ——といっていました。じつさい自分の内界を観察すると、そこに、確かに自分がある、見えるという経験が与えられ、その上、「そこにいる」自分に向かって話しかけることもできるのです。この対象としての自分を me、その me とかわる「もう一人の自分」を I とよびます。ここで図(4)の me と I、および、そこから出ている弧とその方向を確認しておいてください。

しかし、よく考えると、I と me は、私たちの直接経験の中に現れてくる、その現れ方がちがいます。me——これは、私が気づいている自己です。私の経験の中で、私にとって直接存在している自己です。これに対して、I はその me に対する私の反応——対自関与なのですが、その反応がどんなものになるか、ということとは、私の直接経験の中に現れる限りでは、多かれ少なかれ不確かです。時系列を追うと分かりますが、それは、私が行った後にはじめて私の経験の中にはいつてきます。その時はじめて私は、me に対する私の反応に気づくのです。ですから、「I は経験的には、me の一部として現れる」こととなります。この瞬間の I は、つぎの瞬間の me の中に現れる、ということもできるでしょう。

もちろん私たちは、これからしようとしていることを知っています。けれども、結果としての行動は、私がどんなことを予想し得たとしても、「予期されたものとは僅かに違う側面を持った、ある意

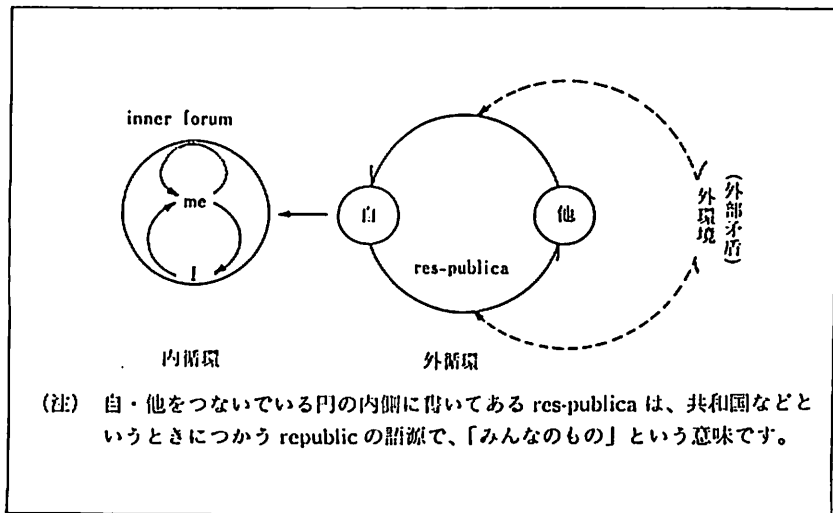


図 4

味で新奇な、一つの状況に私をおく」はずです。そして、事実ここにIの行為の主体性と創造性が根ざしているのです。しかし反面、Iの行為は何よりもmeに對する反応でした。Iを呼び求め、Iのためにドアを開いたのはmeなのです。図ではmeからIへのびる弧で、この対自要求を表しました。

さて、meが「Iのためにドアを開く」ことができるのは、meがいつでも内面の他者と對話できるフォーラムの中にいるからです。それを表すつもりで、図の中のmeは、円周上の点に位置においてあります。

その右側の「外循環」と書いた部分は、現実の自・他相互作用の世界です。そしていまのインナー・フォーラムはこの外循環が内面で持続する。場：ですから、まず、後者のほうから見ていきましょう。ここは既述の「第二の条件」によって、一つの共同体になっています。いいかえれば、私たちは、ここで、共通の目標を前にして自・他が肩と肩を並べる「三者関係」に立って、たがいに相談し協力する生活、あるいはその可能性の高い社会活動を営んでいます。目標と「自」と「他」がそれぞれ三つの頂点を占める三角形を思い浮かべてください。人びとが、自分の相手の立場に立ち、その要求にこたえて内面を再組織し、しかも「自己」を失うことなく、ユニークに行動できるのは、この関係がそれを保障しているからです。

因みに、あの豊太郎を思い出しましょう。彼は「余は明日、魯西亜に向ひて出発すべし。随ひて来べきか」という天方大臣に対して、即座に「いかで命に従はざらん」と答えます。この時すかさず彼は、自己を他者に托して救われてしまう。あれは官僚制度が決して人間の三者関係にはなじまないことを物語る古典的な事例です。

ミードはよくコミュニティを野球チームの例で説明します。——「彼のすることは、彼が、そのチームの中のどの他者、少なくともその人たちの態度が、彼自身の独特な反応に影響を及ぼす限り、その中のどの他者にもなる姿勢によって制御されている。」ここでは、自・他の協応も立場の交換も、「いいプレイ」の要請からきています。そしてその目標に立ち向かうチームの連系が、各メンバーの「自己」に一つの統一を与えていく。——この文脈を読みとることが必要です。

つぎに、内心のフォーラムですが、この場の自問自答を通じて、私たちは、以上の自・他関係をあらためて関係として認知します。組織としての共同体が経験の中にはいつてくる、ということもできます。

もういちど図(4)を見ましょう。「内面の他者」はじつさいには諸他(複数)です。それが三角形の印象にたよると、一つの点になってしまふので、この図では、諸他を円にしてあります。彼らがmeにつながるがっている感じを出すには、このほうが自然です。同時に「目標」の頂点は消えています。いまmeが面と向かっているこの円の見えない「中心」がそれに対応する「なにか」です。こうして形はちがいますが、ここにいるmeと円の中心と円周と、この二つの間に、外循環の三者関係が移調されていることには、注意してください。

その点をもう少し分かりいい形象によって説明します。図(5)は、アルンハイムがアメリカの学生に民主主義を線条表現させた資料のうちの一つです。諸個人が環境や個性の点では、それぞれ差異を持ちながら、対等な権限で一つの公共体にかかわっている。その関係の端的なイメージです。中江兆民のことはでいへば、人びとがみずからその身とその力とを挙げて公共体にあたえているところでしょうか。しかし同時に兆民は、この公共体はその全力を人びとに貸して彼らの権利を擁護する、といっていましたから、公共体から逆に、人びと、のほうへ向かう力を表す意味で、各線の個人の側にも矢印をつける、面白いヴァリエーションができます。いずれにしてもこの線条表現は、自・他の連系が一つの組織に仲立ちされることによって成立する関係を上手に描き出していると思います。こうなれば、植木枝盛のいう「結合」はどこまでも伸びます。そして私たちのフォーラムには、この布置が内面化され、そこに一つのパースナルなイメージが仲間入りするのです。

図(4)と図(5)を見くらべてください。前者は問題の三者関係を、後者の中では特定されていない「私」——meの観点から捉えなおした形です。ここへ来て振りかえってみると、いまままで自己の行為を制御していた諸他の態度が、一つの全体として組織され、「ある他者」(an "other")の姿で「そこにいる」ことが分かります。もう一つこの他者——「一般化された他者」は、点と点をつなぐ円の中心のように他者と他者とを関係づける諸他の「核」であることも発見される。サルトルは、デカルトのコギトを批判して、すでにのべたように、われわれはコギトの中に他者

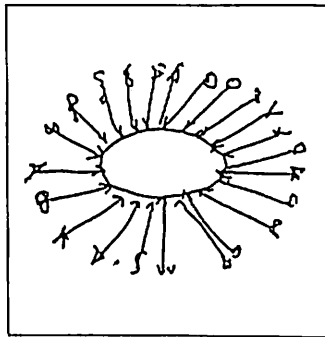


図 5

を自己の存在条件として発見する、といいましたが、その「他者」は、いまmeが対面している「ある他者」と同じです。

一般化された他者は、他者であるという点では、フォーラムのメンバーですが、そのイメージの中に一般化されているのは、共同体内の複合的な自・他関係です。いいかえれば、この他者は共同体と「私」との接点です。コミュニティは、「一般化された他者」という形をとって、その成員である私たち各個人の経験の中にはいつてきます。そして反面、私たちは、この「ある他者」に出合うことによって、はじめて共同体のすべての他者とのパースナルなつながりを経験し、その結果、自己の態度の中に、共同行動の輪をひろげる構えを育てることができるのです。

思えば、明治一三（一八八〇）年の自由党员山際七司にとって（二面識ナキ）桜井静は、「一般化された他者」でした。当時三〇才の山際は桜井の「懇望案」に賛成し、しかもすぐに彼のいいなりになるのではなく、まず「我県下有志諸君ノ協同会」を設け、その討議をへて、全国の課題に取り組もうと訴えました。この時、桜井は山際のインナー・フォーラムの中にはいり、諸他をあらためて相互に結ぶだいな役割をはたしています。そして明治二〇年、世界の「大時勢」を論じ、「猛志」だの「勇断」だのと壮語を重ねる蘇峰に対して、四迷が「嗚呼先生小生は正直なる人間にならんと欲するものに御座候。」と書いたとき、言いたかったのは、当時の青年の心の中に、この「ある他者」がないことをどうして見過ごしてしまうのか、ということだったと思います。じつさい、現実の外循環を動かしている自・他の範囲は、むしろ非常に限られています。だからこそ、是非、ここは「みんなのもの」(res・publica)でなければならぬのですが、しかし私たちは、自己の内側にはいり、内部に問いかけることによって、もつと外延の広い他者——市民、主権者、さらには人類——のみずみずしい表象に接し、私自身に固有な・インナー・フォーラムを逆に公共化することができるのです。

ここで話をもどします。meがIのためにドアを開くことができるのは、じつは、meが自分自身に対して「一般化された他者」の態度をとるからであり、それによって「われわれ自身の態度の中に場をもつ共同体の一定の組織を代表」する存在になるからです。

こうして、meはIを呼び求め、Iはmeに反応するのですが、しかしこの時、Iはあらためてmeを呼び出し、そのme

に向かつて働きかえすのです。meはIを呼び求め、反面、Iはmeを呼び出す。——ですからこの間に、機械的必然：はありません。いいかえれば、Iの反応はいつも状況そのものが呼び求めているものとは少しちがう「なにか」であり、そのためにまたIは、私たちに「自由と主導性の感じ」をあたえるのです。

けれども、Iとmeは、このように相互作用の過程では、互いに離れていながら、一つの全体の部分であるという意味では接在して、一つの「自己」をつくっています。もし、自己の中に区別できるこの二つの相がなかったとしたら、Iがmeの求めるままに動くのだとしたら、およそ人生に意識的な責任はあり得ないことになり、藤村がいった「新しい生涯」も経験できなくなってしまうでしょう。

最後に、図(4)の右端の「外環境」(外部矛盾)から「内循環」までを通観してみたいと思います。前者は、私たちの日常的な「外循環」の在り方を規定している時代時代の政治・社会体制です。しかし、私たちはすでに「内循環」の中にひらける展望が、外部矛盾をかえる可能性にふれました。図ではそれを「外循環」のほうから「外環境」へ向かう矢印で示してあります。従ってここではむしろ、この間には両者の相互規定がはたらいていて、それが歴史をつくっている。——そう考えてください。

まず、今までお話しした明治の歴史を、その観点から、見直しましょう。明治七(一八七四)年。副島、後藤、江藤、板垣ら八人が「民撰議院設立建白書」を左院に提出し、さらに板垣らは高知に「立志社」を創立します。

この頃から、地租改正反対運動がおこり、八一年まで続きますが、これは、一部をのぞいて、自由民権運動とはむしろ結びつかない闘争でした。その運動には請願行動から一揆にいたるさまざまな形態があり、とくに、明治九(一八七六)年——植木枝盛が「猿人政府」を書いた年ですが——の、和歌山、茨城、三重ほか三県にわたる一揆は、暴動の激しさ、件数から見ても大きな事件です。けれども、参加農民は、長い分割統治の影響で、まだ「全国」を視野におさめることができず、自分たちの生活にかかわる重要事項を、代表が県会で合議する制度も経験していませんでした。(もつとも当時すでに新聞人の中には、県会・国会にあたる来るべき議會を「公会」「民会」とよんだ者もいたようです。)したがって、この闘争は直接行動以外に出口のない、地域分散型におちいり、同じ苦境に立つ農民仲間が、

一府県の範囲をこえて交流する方針もついに掲げ得なかつた、といわれています。

その弱点をついたのでしょうか。政府・県令たちは、士族を召集したり、鎮台・営兵から出兵をもとめたりして、これを鎮圧してしまいます。ここから、周辺の農民は教訓を汲みとり、やはり国会を開こう、いくら事が急でも、いや急だからこそ、たがいに車座になって知恵をかわそう、と考えるようになります。自由民権運動と地租改正反対運動との本当の「結節点」はここにあったわけです。じじつ「明治一〇年代にはいると農民が自立的に『社』や『会』を結成して活動するというこれまでにない新しい動きが農村に現れて」きます。明治二二(七九)年の「両備作三國親睦会」の話を思い出してください。そして、明治一三年から一四年(一八八〇―八二)にかけて、自由民権運動が高揚期に達したときには、すでに、地域社会は、いたるところで、学習結社、産業結社、文芸結社、政治結社など、さまざまな結社と相互の協力を包む市民的な共同体の機能を發揮していました。

この数年間の質的な変化は重要です。たとえば、ある記録によると、神奈川県で農民が組織していた「湘南社」の学習会では、主権論が勉強のテーマでした。その水準をうかがう意味で引用しましょう。(江村栄一、前掲書三頁)

これは、主権の帰属を説明せよという学習上の試問に答えたもので、主権論争が本格的に展開する一八八一年一二月段階に書かれた。山口書輔は、主権を「他二比類ナキ無上ノ権」とし、君主宰相人民を拘束できる法律に主権は帰属するという。氏名不詳者の同じような議会主権説もある。今井国三郎は、主権を「一國ノ政事ヲ左右スル者」とし、人民や法に帰属した場合「千變万化」するから、主権は「正理トユエル一種ノ無形物」に存するとしなければならぬという。(中略)猪俣道之輔は、主権を「一國憲法ノ利害ヲ廢置シ一國ノ施政ノ方向ヲ左右スルモノ」とし、国は人民を本にするものだから、主権は人民に帰属するという。宮田寅治は、主権を「第一貴尊ナルモノ」とし、イギリス議会の例から主権は正理に在るように見えるが、正理は永遠不変ではなく進歩するものであり人民の「使用物」であると批判し、結局主権は自由自治国の国民に帰属するという。その議論は簡潔で抽象的であるが、人民主権説・議会主権説がとられ、学習会で討論されていることは注目に値する。

山口某は、君主、宰相、人民の区別を前提にした上で、法の下での平等を説いています。今日の私たちに、いちばん分かりいいのは、猪俣の議論・人民主権説ですね。

今井は、主権を「正理」というある種の先験的な超越者に帰属させますが、それは、主権の存するところを恐らく気持ちの上で絶対化したからでしょう。これに対して宮田は、「第一貫尊ナルモノ」とするがゆえに、その主権の帰属する「正理」を天上から地上の経験の世界にひきおろし、その進歩を認めるだけでなく、自由な人民が積極的に使うものだ、と論じています。これなど胸のすくような展開です。

明治一三（一八八〇）年、国会期成同盟第二回大会は、つぎの大会までに憲法見込案をもちよって研究しようという合意書を採用していますが、明治一二（一八七九）年から明治一五（一八八二）年までの間に、民権派が作成した憲法案は、現在、二八編知られているそうです。植木枝盛はもちろん、山際七司も、桜井静も、それぞれ内容がはちがいますが、草案を書いています。千葉卓三郎たちの五日市憲法も、有名なものの一つです。こうして生まれたたくさん憲法草案から知的な刺激をうけて、人びとは豪農も中農も熱心な「主権論争」にはいります。「湘南社」の学習会の記録は、私たちに十分その高まりを想像させる貴重な資料だと思います。

このように自由民権派は、思想的にも、組織的にも急速に成長し、明治一三年の時点で、「国会開設請願書」は八万七千余名の声を代表していました。そして明治一四年、政府はやつと重い口を開き、国民に向かって、明治二三（一八九〇）年を期して国会を開設する旨の詔勅を出します。いまなら、村に街にVサインが飛びかうところでしょう。これに関連して松尾章一は、「歴史学には、「もしも」という言葉は禁句なのだが、あえて使わせてもらえば、もし自由民権運動が起こらなかつたら、明治政府は憲法制定、国会開設の時期をもっとおくらせたであろう。」（一〇〇問一〇〇答 日本の歴史 河出書房新社）と述べていますが、いいかえればこの時、自由民権運動は、専制政府を追いつめて、その政治日程をかえさせるほどの力をもっていたのです。

図（4）の「外循環」から「外環境」（外部矛盾）のほうへ向かう矢印は、この時期の民権派が分かち合ったような「一般意志」——反体制のヴェクトルを表しています。

さらにこのヴェクトルが働くのは、その力を担う共同体の各成員の内面に、それぞれ「公会」が形成されているからです。私たちは、その一つの萌芽を後に「火の柱」（木下尚江・明治三七年 一九〇四）から拾ってみましょう。小説の中の場面は、主人公・篠田が一六年ぶりに帰る「秩父」の古里で、「伯母さん」と会うところです。この山村は、

ご承知のように、明治一七年の段階の民権派の激戦地でした。――

一方、反体制のヴェクトルと逆方向の矢印は、保守政権を起点とする反動です。そしてこの力が強いときには、私たちのインナー・フォーラムはさまざまな形でこわされる。あるいは、未発のうちにつみとられていきます。

つぎに、その破壊作用について説明を補いましょう。

伊藤博文が国会開設の期日決定を急いだのは、人心が政府から離れないようにとりまとめる「人心収攬」の戦術でした。決して人びとの民権論に耳を傾けたからではありません。山県有朋などは民権思想を「空理虚談」とののしり、できれば政党を「一刀両断」のもとに処分したかったのです。「一刀両断」は、明治一六年一月山県が伊藤に宛てた手紙の中に見えることばですが、前年の「集会条例改正」以降の一連の弾圧はすべてこの精神から出ているのですから、苛烈なはずです。当時の若ものの動きを少し思い出してください。――

明治一五年。さつそくキャンパスに、撃剣がたいへん流行し、学生たちはとかく粗暴に流れます。明治一六年。演説するもののない「舟遊親睦会」で、彼らはいたずらに「放歌大呼」して気炎をあげ、同じ年、東大の寄宿舎では原因不明の乱衆行動が発生しています。明治一七年。過激派の河野広鉢たちは、爆裂弾による「小運動」に身を挺することによって、「天下ヲ動かス」「大運動」の機運をつくろうと考えたのですが、この時彼らは「反対制」を口実にして、じつは自分たち自身を命令者の立場においていました。そしてこの年の「学生親睦会」に現れた張り子の生首の馬印と「自由の血祭り」は、時間的に見て、爆裂弾の予感でしょうか。それはまた山県の「一刀両断」と奇しくも符節が合っています。――これらはいずれも、政府の乱暴な反動攻勢に押し切られて、いつか若ものたちが内面の他者を見失っていた証拠です。

さて以上で、図の見方の説明をおわりにしましょう。政府の攻撃目標が共同体の一般意志にあつたことも分かっていただけだと思います。この点は、今も昔もかわりません。

参考文献

歴史地理教育 一九八六年三月臨時増刊号 歴史教育者協議会

1 億人の昭和史 4 毎日新聞社 一九七五年

岡山民権運動史関係史料集 岡山民権運動百年記念行事実行委員会

加藤弘之・日本の名著 34 中央公論社 昭和四六年

森鷗外集・筑摩現代文学大系 4 筑摩書房 一九七六年

徳富蘇峰集・明治文学全集 34 筑摩書房 昭和四九年

中江兆民全集 14 岩波書店 一九八五年

中江兆民全集 1 岩波書店 一九八三年

逍遙選集別冊第四 第一書房 昭和五二年

逍遙選集別冊第一 第一書房 昭和五二年